

第 6 次 広 島 市 基 本 計 画

目 次

第1部 総論

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画策定に当たっての課題認識・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進・・・・・・ 5

第2部 まちづくりの展開

【世界に輝く平和のまち】

第1章 「平和への願い」を世界中に広げるまちづくり

- 第1節 核兵器廃絶と世界恒久平和の実現・・・・・・・・・・・・ 8
- 第2節 「ヒロシマの心」の共有の推進・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第3節 世界の平和と人権問題の解決など市民生活の安寧の確保に向けた貢献・・ 10

【国際的に開かれた活力あるまち】

第2章 活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり

- 第1節 都市機能の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 第2節 産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 第3節 観光の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 第4節 国際交流・国際協力や多文化共生の推進・・・・・・・・・・ 19

第3章 地域特性に応じた個性的な魅力を生かしたまちづくり

- 第1節 デルタ市街地やその周辺部、中山間地・島しょ部のまちづくり・・・・ 21
- 第2節 区における住民を主体としたまちづくり活動の充実・・・・・・・・・・ 24
- 第3節 広島広域都市圏の発展への貢献・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

【文化が息づき豊かな人間性を育むまち】

第4章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり

- 第1節 高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくり
の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 第2節 文化・スポーツの振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 第3節 地域コミュニティや多様な市民活動の活性化・・・・・・・・・・ 35

第5章 保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり

- 第1節 地域共生社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 第2節 保健・医療・福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第3節 未来を担う子どもの育成と教育	43
第6章 安全で安心して生活でき、豊かな自然を将来に引き継ぐまちづくり	
第1節 安全・安心に暮らせる生活基盤の整備	47
第2節 環境と調和した循環型社会の形成	51
第3部 計画の推進に当たって	55

第1部 総論

1 趣旨

広島市基本計画は、広島市基本構想を達成するための施策の大綱を総合的・体系的に定めるものである。また、本市が策定する全ての計画の基本とされ、最上位に位置付けられるものである。

2 計画の期間

令和2年度(2020年度)から令和12年度(2030年度)までとする。

3 計画策定に当たっての課題認識

計画策定に当たり、昨今の社会情勢下で本市が直面している課題に対する認識は、次のとおりである。

(1) 核兵器を始め平和を脅かす諸問題への対応

人類史上最初の被爆都市である本市は、被爆体験を基にした平和を希求する「ヒロシマの心」を国内外の市民社会に発信し、「核兵器のない世界」こそがあるべき姿であるとの共通の価値観を広げるよう、平和首長会議やその加盟都市の市民、N G O等と連携して、2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン(核兵器廃絶のための緊急行動)」に基づき、核兵器廃絶に向けた様々な活動を展開している。

しかしながら、世界には、依然として約1万4千発の核兵器や核弾頭が厳然として存在し、その近代化が進む一方で、平成29年(2017年)に国連で採択された核兵器禁止条約は未だ発効に至っていない。加えて、国際社会においては、自国第一主義が台頭し、排他的、対立的な動きが国家間の緊張関係を高めているなど、核兵器のない世界の実現に向けた具体的な取組の進展は、不透明な状況にある。

こうしたことを踏まえ、今後、市民の安全・安心を守るという視点に立って、これまで以上に市民社会の声を結集し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた取組を推進するとともに、飢餓や貧困、差別、暴力、環境破壊など、世界中の都市における平和を脅かす諸問題の解決に向けて貢献していく必要がある。そのためには、日常生活の中での市民一人一人の行動が平和につながり、それが市民社会に根付くようにするための取組、言わば「平和文化」の振興を図る取組を推進していく必要がある。

(2) 少子化・高齢化、人口減少への対応

本市においては、平成27年(2015年)に74.3万人であった15～64歳の人口が令和12年(2030年)には71.2万人、令和22年(2040年)には63.9万人と年々減少していく一方で、平成27年(2015年)に28.4万人であった65歳以上の人口が令和12年(2030年)には33.3万人、令和22年(2040年)には37.1万人と年々増加していくものと予測されている。

また、総人口についても、令和2年(2020年)の120.8万人をピークに、令和12年(2030年)には119.4万人、令和22年(2040年)には115.1万人と年々減少していくものと予測されており、さらに、広島広域都市圏においても、平成27年(2015年)の232万人から、令和27年(2045年)には200万人を割り込み、それ以降も減少すると予測されている。

このように、少子化・高齢化、人口減少が進むと、経済活動の停滞や市民生活への悪影響を招くおそれがある。また、本市の経済活動は、近隣市町から働きに来る人や、市内産品・製品の近隣市町での消費にも支えられているなど、近隣市町の人口動向は本市の発展を左右する。

このため、本市では、少子化・高齢化、人口減少という難局に対し、本市単独ではなく、広島広域都市圏の23市町と連携して立ち向かうことにより、少子化・高齢化、人口減少に歯止めを掛け、圏域経済を活性化し、自律的な発展を図るとともに、都心等に高次の都市機能を集積させることにより、本市が圏域の中核都市としての役割を担い続けていくよう、令和27年(2045年)以降も圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現に向けて取り組んでいる。

こうしたことを踏まえ、今後とも、圏域内でのヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」の構築に向け、ヒトやモノが循環する基盤となる広域的な交通ネットワークの充実強化や、新産業やものづくり産業の育成などの産業の振興、より多くの観光客を呼び込む観光の振興を図るとともに、圏域内の住民が高次の都市機能を享受できるよう、集約型都市構造への転換を図る中で、その集積・強化を進める必要がある。さらに、圏域内の住民の満足度が高い行政サービスを提供していくため、市町が連携して、保健・医療・福祉、子育て支援等の充実を図るとともに、いつでもそのようなサービスが享受できるよう、安全・安心な生活環境の整備などに取り組む必要がある。

(3) 地域コミュニティの活力低下への対応

地域コミュニティは、市民の誰もが住み慣れた地域で、互いに支え合いながら暮らし続けることができる地域共生社会の形成やまちのにぎわい創出、更には、災害時における協力・連携などにも大きく寄与している。しかしながら、その要である本市の町内会・自治会の加入率は、平成17年(2005年)の70.8%から令和元年(2019年)の57.0%と年々減少しており、その活力低下が懸念される。

一方、少子化・高齢化の進展や人口減少社会の到来などに直面し、多様な課題に的確かつきめ細かな対応をしていくためには、「自助」と「公助」に加え、それらをつなぐ「共助」が重要であり、その主体である地域コミュニティの役割は、一層高まっている。

このため、本市では、これまで地域を支えてきた町内会・自治会への加入促進を図り、その再生に取り組むとともに、地域コミュニティの次世代の担い手確保に向

けた取組などを進めている。

こうしたことを踏まえ、今後とも、若い世代から高齢者まで地域コミュニティを支える多様な担い手の育成・確保を図るとともに、幅広い分野の公共的サービスの担い手になっているNPOや企業等と住民が共に地域を発展させようという価値観を共有し、地域の公共財なども活用しながら、その良好な環境や価値を維持・向上させるためのエリアマネジメント活動を積極的に支援するなど、持続的な地域コミュニティづくりを推進していく必要がある。

(4) 個人の価値観・ライフスタイルの多様化、人生 100 年時代を見据えたライフステージの変化への対応

我が国では、就業構造や家族形態の変化などにより、個人の価値観・ライフスタイルの多様化が進んでいる。また、我が国の平均寿命は、平成 27 年(2015 年)の男性 80.75 歳、女性 86.98 歳から、令和 12 年(2030 年)には男性 82.39 歳、女性 88.72 歳、令和 22 年(2040 年)には男性 83.27 歳、女性 89.63 歳と、これからも長寿化が進むと予測されており、人生 100 年時代が視野に入ってきている。

このため、本市では、一人一人の市民がその価値観やライフスタイルに応じて、心身共に健康で、生涯にわたり、ワーク・ライフ・バランスを図りつつ、仕事や地域活動など様々な場面で活躍できる環境づくりを目指して取り組んでいる。

こうしたことを踏まえ、今後とも、市民の健康づくりの推進や地域の活力を生み出す雇用等の促進、男女が共に活躍できる社会の実現に向けた取組の推進を図るとともに、生きがいや心の充足感をもたらす文化の振興や、全ての市民が気軽に楽しめるスポーツの振興、多様な市民が学ぶことができ、あるいは学び直すことのできる環境づくりなどに取り組む必要がある。

(5) 未来を担う子どもを取り巻く環境の変化への対応

我が国においては、急速な技術革新やグローバル化の進展など、社会経済環境が大きく変化しており、未来を担う子どもには、こうした変化に対応していくことのできる知識や能力が求められている。また、いじめや不登校なども喫緊の課題となっており、個々に応じた対応が求められている。さらに、核家族化や共働き世帯の増加、地域との関わりの希薄化など、子どもや子育て家庭をめぐる環境が変化する中、虐待や貧困の問題など社会的支援の必要性の高い子どもが増加する傾向にある。

このため、本市では、確かな学力を育む教育の充実や、いじめや不登校などへの対応体制の整備に取り組むとともに、子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援や、社会的支援の必要性の高い子どもやその家庭の状況に応じたきめ細かい支援に取り組んでいる。

こうしたことを踏まえ、今後、公立・私立の適切な役割分担の下、子どもの発達段階に応じた体系的な教育の充実を図るとともに、いじめや不登校などへの対応体制を整備していく必要がある。そして、こうした教育体系を基盤としつつ、一人一

人の子どもの能力が最大限発揮できるよう、特色ある多様な教育プログラムを展開していく必要がある。また、幼稚園と保育園の枠組みを越えて、一元的に教育・保育を充実させることを基本に、多様で良質な子ども・子育て支援に取り組むとともに、家庭内での支え（「自助」）に加え、地域の幅広い世代による子育て支援（「共助」）や、子どもとその家庭が置かれている状況に応じたきめ細かい支援（「公助」）の強化など、子どもの成長を社会全体で支える取組を推進していく必要がある。

(6) 外国人訪問者や外国人市民の増加などへの対応

我が国においては、外国人訪問者数が平成 25 年(2013 年)に 1,000 万人の大台を超えた後、平成 30 年(2018 年)には 3,000 万人を突破するなど、大幅に増加している。

本市においても、外国人訪問者数は平成 23 年(2011 年)の 27 万人から、平成 30 年(2018 年)には 178 万人となるなど、大幅に増加しており、また、本市の外国人市民の数も、平成 25 年度(2013 年度)以降毎年度増加しており、このような増加傾向は今後も続くものと予想される。さらに、国の政策により、外国人市民がこれまで以上に増加することも予想される。

このため、本市では、観光サインの整備や無料公衆無線 LAN サービスの提供、生活関連情報等の多言語化の推進など、外国人訪問者や外国人市民向けのサービス向上に取り組んでいる。

こうしたことを踏まえ、今後は、様々な場面で外国人訪問者はもとより、外国人市民との関わりが増すことも視野に入れつつ、外国人訪問者が快適に滞在でき、あるいは、外国人市民が安心して暮らせるようにしていく必要がある。そのためには、外国人が地域の文化や習慣などを理解し、市民と互いの文化的な違いを認め合い、共に生きることのできるような環境整備を早急に進めていく必要がある。

(7) 自然災害や地球温暖化など人類の存続基盤に影響を及ぼす課題への対応

我が国は、世界の中でも有数の自然災害が多発する国であるが、近年、集中豪雨や台風等による大きな被害が発生しており、加えて、巨大地震の発生リスクも高まっている。また、世界の平均気温は上昇し続け、地球温暖化による気候変動は、自然災害の発生を始め、海面水位の上昇、生物多様性の損失、農作物の品質低下などに影響を及ぼしている。

このため、本市では、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」、行政機関による「公助」の適切な組合せにより、市民と行政が一体となって災害に強いまちづくりを推進している。また、地球温暖化の防止に向け、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図るとともに、スマートコミュニティの推進や水素等の新たなエネルギーの導入について、国や事業者等と連携して取り組むなど、社会システムの変革に向けた取組を推進している。

こうしたことを踏まえ、今後とも、本市に甚大な被害をもたらした豪雨災害の教

訓を生かし、地域の防災力を高める取組や情報収集・連絡体制の整備、広島広域都市圏の近隣市町とも連携した消防体制の充実、防災・減災のための施設整備など、災害に強いまちづくりを進めるとともに、地球温暖化対策や環境への負荷の低減を目指した取組の推進、自然災害の発生を抑制する環境保全機能の確保などに取り組む必要がある。

4 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

平成27年(2015年)9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中の「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、先進国を含む全ての国々の取組目標を定めたものである。

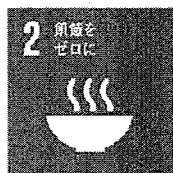
我が国においては、平成28年(2016年)に内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定した。この中で、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康・長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」など八つの優先課題（取組の柱）を掲げ、SDGsの達成に向けて国内外の取組を推進するとともに、地方自治体や経済界など多様な主体と連携を図ることにしている。

SDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現とは、本市が目指す「平和」、すなわち、単に戦争がない状態にとどまらず、良好な環境の下に人類が共存し、その一人一人の尊厳が保たれながら人間らしい生活が営まれている状態の実現に他ならない。このため、本市の都市像である「国際平和文化都市」の具現化に向けて、SDGsを本計画に掲げる施策の目標として位置付け、その着実な達成を目指す。

【SDGs17の目標】



- 1 貧困をなくそう**
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



- 2 飢餓をゼロに**
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



3 全ての人に健康と福祉を
あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



4 質の高い教育をみんなに
全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



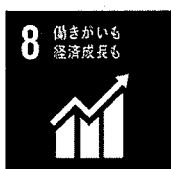
5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う。



6 安全な水とトイレを世界中に
全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



8 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。



9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



10 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する。



11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び
人間居住を実現する。



12 つくる責任、使う責任
持続可能な生産消費形態を確保する。



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な
形で利用する。



15 陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な
森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及
び生物多様性の損失を阻止する。



16 平和と公正を全ての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての
人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果
的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パー
トナーシップを活性化する。

第2部 まちづくりの展開

「第1部 総論」の「3 計画策定に当たっての課題認識」等に基づき、分野別に「現状と課題」及びその対応策の「基本方針」を次のとおり掲げる。

【世界に輝く平和のまち】

第1章 「平和への願い」を世界中に広げるまちづくり

第1節 核兵器廃絶と世界恒久平和の実現

《現状と課題》

本市が都市像に掲げる平和とは、単に戦争がない状態にとどまらず、良好な環境の下に人類が共存し、その一人一人の尊厳が保たれながら人間らしい生活が営まれている状態をいう。一方、核兵器は人類の存続基盤を脅かすもので、市民社会の安全と繁栄の実現に反するものである。このため、人類史上最初の被爆都市である本市は、平和都市の建設を進めてきた先人の努力を受け継ぎ、「絶対悪」である核兵器を廃絶することは世界恒久平和の実現に不可欠なものとして、世界に核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を強く訴えてきた。しかし現在、依然として約1万4千発の核兵器や核弾頭が厳然として存在し、その近代化が進む一方で、平成29年(2017年)に国連で採択された核兵器禁止条約は未だ発効に至っておらず、核兵器を巡る国際情勢は、被爆地の願いから逆行する形で不透明な状況にある。

こうした中、被爆体験を基にした平和を希求する「ヒロシマの心」を国内外の市民社会に発信し、核兵器のない世界こそがあるべき姿であるとの共通の価値観を広げ、市民社会の総意としての核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて、各国の為政者を後押しするような環境づくりを進める必要がある。

《基本方針》

1 世界平和の創造に向けた世界の都市や多様な主体との連携の推進

平和首長会議の加盟都市と共に、世界の多様な主体との連携を深め、本市がこれまで訴え続けてきた核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた連帯の輪を更に広げていく取組を推進する。

2 国際世論の醸成

核兵器廃絶に向け、日常生活の中での市民一人一人の行動が平和につながり、それが市民社会に根付くようにするための取組、言わば「平和文化」の振興を図る取組を推進するとともに、核兵器禁止条約の早期発効を実現するため、平和首長会議加盟都市の更なる拡大や、加盟都市を中心とした「ヒロシマの心」を共有し発信する取組を推進し、国際世論の醸成を図る。

《達成を目指すSDGs》



第2節 「ヒロシマの心」の共有の推進

《現状と課題》

被爆から70年以上が経過し、被爆者の高齢化が更に進む中、被爆体験を風化させることなく後世に伝え、平和を希求する活動を持続的に行うための環境を整えていくことが待ったなしの状況にある。

こうした状況下において、核保有国を始めとする各国為政者や世界中の人々が被爆の実相に触れ、被爆者の体験や平和への願いを共有し、核兵器廃絶の実現に向けて共に行動していくための取組を推進する必要がある。また、次代を担う若い世代に被爆の実相を伝えていくなど、平和意識の更なる醸成を図るとともに、これまで被爆者が「こんな思いを他の誰にもさせてはならない。」との思いで訴えてきた核兵器のない平和な世界の実現について、被爆者と共に若い世代が訴え続けていくための取組を推進する必要がある。

《基本方針》

1 「迎える平和」の推進

世界の為政者に対する被爆地訪問の強力な呼び掛けを行うとともに、NPT再検討会議など各国為政者たちが広島に集い、核兵器廃絶に向けた議論をするための国際会議の誘致に取り組むなど、世界中の多くの人々に広島への訪問を促す「迎える平和」を推進する。

2 被爆体験の継承・伝承

被爆体験伝承者の養成や平和記念資料館の発信力の強化、広島大学旧理学部1号館における平和に関する「知の拠点」の整備、原爆ドームの保存整備、被爆建物・被爆樹木の保存・継承、国内外での原爆・平和展の開催、若い世代の意識啓発を目指す平和教育の実施、ユースピースボランティアの育成、修学旅行の誘致強化やピースツーリズムの推進など、被爆の実相を守り、広め、伝える取組を推進する。

《達成を目指すSDGs》



第3節 世界の平和と人権問題の解決など市民生活の安寧の確保に向けた貢献

《現状と課題》

現在の世界は、グローバル化が進展する一方、飢餓や貧困、環境破壊など都市の存続基盤を脅かす多くの諸問題に直面している。また、女性や子ども、高齢者等に対する暴力や虐待、障害者、外国人、LGBT等に対する偏見や差別など、解決すべき様々な人権問題が存在している。

本市が目指す「平和都市」とは、多様性の尊重と信頼関係を基盤として、良好な環境の下、市民一人一人が尊厳を保ちながら人間らしい生活を送ることのできる都市である。その実現に向け、世界の都市や市民社会、国連機関等と連携し、飢餓や貧困、差別、暴力、環境破壊など、市民生活の安寧を脅かす諸問題の解決に向けた活動を推進していく必要がある。

《基本方針》

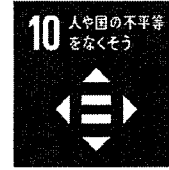
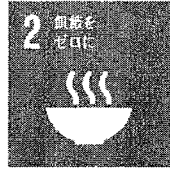
1 世界の平和に貢献する調査・研究等

- (1) 国連機関や大学等と連携し、ヒロシマの世界的な知名度やこれまでの取組の蓄積、ノウハウを活用した平和問題や国際協力に関する調査・研究と情報の受発信に取り組むとともに、アジア等の各都市の研修員の受入れなど都市レベルでの国際協力活動を推進する。
- (2) 国際紛争の背景を分析する視点を身に付け、平和の創造と維持に関するアイデアと手法を世界に発信できる人材の育成に取り組む。

2 市民生活の安寧を脅かす諸問題の解決に向けた活動の推進

- (1) 平和首長会議の加盟都市と連携し、飢餓や貧困、差別、暴力、環境破壊など、世界中の都市における平和を脅かす諸問題の解決に向けて貢献する。
- (2) 全ての人々が性別、年齢、障害の有無、人種、性的指向・性自認などに関わりなく、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向け、人権教育や啓発など一人一人の多様性を認め合い、様々なレベルでの信頼関係を醸成するための取組を推進する。

《達成を目指すSDGs》



【国際的に開かれた活力あるまち】

第2章 活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり

第1節 都市機能の充実強化

第1項 都心や拠点地区等におけるまちづくりの推進

〈現状と課題〉

本市においては、高齢化が急速に進展しており、人口減少にも直面する中、持続的に都市の活力を維持・向上していくためには、公共交通にアクセスしやすい場所に、都市機能を集積させて、高齢者を始めとする市民が過度に自家用車に頼ることなく生活できるよう、集約型都市構造への転換を図ることが求められている。このため、公共交通等で連携され、都市機能の集積を進めてきた都心や広域拠点と地域拠点からなる拠点地区等において、更なる機能の集積を進め、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりを推進する必要がある。

このうち、都心については、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を進めており、今後とも、こうした取組を推進することで、都心の求心力を一層高めていく必要がある。広島駅周辺地区は、陸の玄関として、再開発ビル等が完成するとともに、広島高速5号線の整備が進んでおり、今後とも、広域的な交通結節点としての機能を強化していく必要がある。一方、紙屋町・八丁堀地区は、中四国地方最大の業務・商業集積地であるものの、更新時期を迎える建築物が多く存在し、また、狭あいな敷地が多く土地が有効活用されていないなどの課題があるため、その活性化を図る必要がある。加えて、隣接する基町地区についても、都心の一角としての特性を生かし、一層の発展を目指していく必要がある。

また、広域拠点である西風新都や地域拠点である西広島駅周辺地区などの拠点地区等については、地区の特性や役割に応じた都市機能を強化するなど、その拠点性を更に高めていく必要がある。

〈基本方針〉

1 楕円形の都心づくりの推進

都心において、都市再生緊急整備地域制度や都市計画制度、集約型都市構造への転換に向けた国の支援制度などを活用し、大規模オフィスやコンベンション施設、ホテル等の高次都市機能の集積を図るとともに、人が中心となる回遊性のあるまちづくりを進めるなど、新たな都市空間の創出に取り組む。

(1) 広島駅周辺地区については、JR西日本が行う駅ビルの建て替えと連携し、路面電車の高架乗り入れを含む広島駅南口広場の再整備等に取り組むなど、陸の玄関にふさわしいまちづくりを進める。

(2) 紙屋町・八丁堀地区については、リーディング・プロジェクトとなる広島

商工会議所ビルの移転を伴う市営基町駐車場周辺での再開発を始め、建築物の建て替えと、建て替えに併せた敷地の共同化や土地の高度利用の促進、旧広島市民球場跡地の活用やサッカースタジアムの建設を含む中央公園とその周辺地域の空間づくりの推進など、都心の魅力づくりをリードするまちづくりを進める。

- (3) 基町地区については、市営住宅の再整備や県営住宅跡地の活用などにより、多様な世代が共存し、住みやすく、にぎわいのあるまちづくりを進める。

2 拠点地区等におけるまちづくりの推進

拠点地区等において、都市計画制度や集約型都市構造への転換に向けた国の支援制度などを活用し、地区の特性や役割に応じた都市機能の集積を図るとともに、計画的な都市基盤の整備に取り組む。

- (1) 西風新都については、アストラムラインの延伸（広域公園前駅から西広島駅）や幹線道路のネットワーク化など、「住み、働き、学び、憩い、護る」という複合機能を備えたまちづくりを進める。
- (2) 西広島駅周辺地区については、交通結節点整備や土地区画整理事業による計画的な市街地整備など、駅周辺にふさわしいまちづくりを進める。
- (3) 広島西飛行場跡地を始め低・未利用地については、その有効活用を図るなど、地区の特性等を踏まえたまちづくりを進める。

《達成を目指すSDGs》



第2項 公共交通を軸とした交通体系の構築

《現状と課題》

本市では、JRやアストラムライン、路面電車、バス等の様々な交通機関によって、都心と拠点地区、近隣市町とを結ぶ公共交通ネットワークが形成されている。今後、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりや近隣市町との交流・連携を進めていくためには、こうしたネットワークの更なる強化が重要である。このため、交通事業者と連携しながら、交通結節点における交通機関相互の連携強化を図るとともに、路面電車やバス等の定時性・速達性を確保するなど、利便性の高い公共交通ネットワークの構築や公共交通サービスの充実強化に取り組む必要がある。あわせて、公共交通サービスが行き届いていない地域において、市民の日常的な移動手段の確保を図る必要がある。

また、自転車は、公共交通を補完する移動手段として、その役割がますます重要

になっており、近距離移動に手軽で便利な乗り物として、多くの市民に利用されている。このため、今後とも、歩行者の安全確保を図りつつ、自転車が通勤や通学、観光、健康づくりなど、様々な場面でより一層活用されるよう、その環境整備に取り組む必要がある。

さらに、本市では、円滑な道路交通を確保するため、広島高速道路等の自動車専用道路から地域に密着した生活道路までの体系的な道路整備を進めており、今後とも、近隣市町との交流・連携の促進や市街地の混雑緩和、災害に強いまちづくり等につながるよう、道路交通ネットワークの強化に取り組んでいく必要がある。

加えて、AI・IoTなどのICTを利活用した新技術が急速に進展する中、こうした技術も取り入れながら、持続可能な交通体系を構築していく必要がある。

《基本方針》

1 公共交通の充実強化

公共交通の利用を促進するため、広島駅、西広島駅における交通結節点整備などの交通機関相互の乗換利便性の向上や、JR、アストラムライン、路面電車、バス等の機能強化などに取り組む。

- (1) JRについては、在来線の速達性や駅等の利便性、可部線・芸備線の運行頻度の向上を図る。
- (2) アストラムラインについては、広域公園前駅から西広島駅までの延伸に取り組む、JR山陽本線を介した環状型ネットワークの形成を図る。
- (3) 路面電車については、LRT化を推進するとともに、駅前大橋ルートや市内中心部を環状で結ぶ循環ルートの整備などに取り組む。
- (4) バスについては、都心における過密化した路線の効率化や、近隣市町と連携した郊外部における路線のフィーダー化、地域の実情に応じた運行形態の見直しなど、バス路線の再編に取り組むとともに、待合施設の整備などによる利用環境の向上を図る。あわせて、地域主体の乗合タクシー等の導入・運行を支援し、公共交通サービスが行き届いていない地域における生活交通の確保を図る。

2 自転車を生かしたまちづくりの推進

自転車の利用を促進するため、車道通行を基本とする自転車走行空間や駐輪場の整備、シェアサイクルの利用促進、ルール・マナーの意識啓発などに取り組む。

3 体系的な道路網の整備

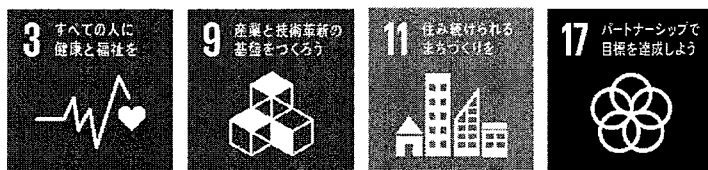
円滑な道路交通を確保するため、東広島・安芸バイパス、広島南道路、西広島バイパス（都心部延伸）、可部バイパス等の広域連絡幹線道路網や広島高速道路の整備促進、拠点地区間や近隣市町との連絡を強化する道路整備など、体系

的な道路整備を推進するとともに、東部地区において、道路とJR山陽本線・呉線の連続立体交差化を進める。

4 ICTを活用した持続可能な交通体系の構築

ICTを活用した新技術を取り入れながら、移動しやすく利便性の高い、持続可能な交通サービスの提供に取り組む。

《達成を目指すSDGs》



第2節 産業の振興

第1項 産業の集積・強化

《現状と課題》

人口減少社会の到来による国内市場の縮小に加え、グローバル化の進展等の影響がある中、本市は、広島広域都市圏の市町や県、企業等と連携し、ものづくり産業の強化や地場製品の販路拡大、企業の誘致など、地域経済活性化に資する取組を行っている。

今後とも、地域経済の活力の維持・向上を図るためには、地場産業や地域資源の特色を生かし、特に本市の基幹産業である自動車関連産業を中心に、圏域内において、ものづくり産業の競争力を強化する取組を進めるとともに、圏域内の地場製品の消費拡大を図る必要がある。また、産業活動のダイナミズムを持続させていくためには、創業・ベンチャーを支援するとともに、新分野の創出や成長分野への事業資源のシフトといった取組を促していく必要がある。あわせて、圏域内への新たな企業の誘致に取り組み、産業の集積と技術革新への対応を進める必要がある。

《基本方針》

1 ものづくり産業の競争力強化

電動化など次世代の自動車技術開発に資する取組への支援を行うとともに、デザインによる製品・サービスの付加価値向上や販路開拓、AI・IoTの導入による生産性の向上などの支援に取り組み、ものづくり産業の競争力強化を図る。

2 広島広域都市圏内製品の消費拡大

広島広域都市圏内の多様な地場製品の販路拡大と地産地消に取り組み、圏域内製品の消費拡大を図る。

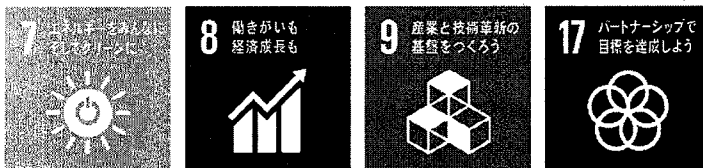
3 新分野や成長分野への支援

創業・ベンチャーの支援や新分野の創出、医療・福祉、環境・エネルギー、観光などの成長分野の育成支援に取り組む。

4 企業等の立地誘導の推進

情報サービス業やデザイン業等の都市型サービス産業、調査・企画や研究開発部門等の本社機能など、圏域内への経済的な波及効果が期待できる業種や事業分野、本社機能の誘致に取り組む。

《達成を目指すSDGs》



第2項 中小企業・商店街の活性化

《現状と課題》

本市は、中小企業に対し、融資や窓口相談、専門家派遣などのメニューを設け、支援する取組を進めているが、人手不足や後継者不足により、その経営環境は厳しい状況が続いている。このため、本市経済の屋台骨である中小企業について、これまでに蓄積してきた強みなどを生かし、経営基盤等を強化するとともに、経営者の高齢化などを踏まえ、次世代へ円滑な形で承継していく必要がある。

また、商店街は、各地域においてヒト・モノ・カネ・情報が循環する拠点であり、市民に身近な買物の場、地域コミュニティの場として重要な役割を担っているが、大規模小売店舗の出店等により、商店街を取り巻く環境は厳しい状況にある。このため、それぞれの地域特性を踏まえつつ、各商店街の活力向上に資する取組を促進する必要がある。

《基本方針》

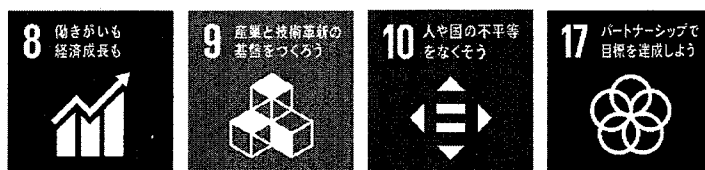
1 中小企業の活性化

多様な資金調達や販売促進に関するアドバイスなど中小企業の経営改善に向けたサポートや、事業承継・業態転換等の更なる支援に取り組む。あわせて、人口流出と高齢化が深刻な中山間地・島しょ部において、地域コミュニティ活性化のための担い手確保に向け、地元中小企業の雇用確保等の支援に取り組む。

2 商店街の活性化

地域特性や商店街に求められる役割を踏まえ、観光や文化芸術など様々な要素を活用しながら、商店街とそれを構成する個々の店舗の活力や魅力を向上させ、まちのにぎわいや交流の創出、地域コミュニティの活性化に寄与する取組を促進する。

《達成を目指すSDGs》



第3項 農林水産業の振興

《現状と課題》

本市は、大都市でありながらも豊かな自然を有しており、こうした環境を生かして、市民に新鮮で安全・安心な農林水産物を供給している。このように、健康で豊かな市民生活を維持する上で、本市の農林水産業は、重要な役割を果たしているが、少子化・高齢化の進展により、農林水産業者の高齢化や減少が急速に進み、荒廃した農地・森林の増加や農林水産物の生産力の縮小等が問題となっている。

このため、農林水産業者が効率的かつ安定的な経営を行うことができる環境の整備や新たな担い手の育成などに取り組む必要がある。また、森林などの豊かな地域資源を活用するとともに、最新の技術なども取り入れながら、新たな付加価値を生み出していく必要がある。

《基本方針》

1 農業の振興

- (1) 農業への理解の促進と、若い活力ある新規就農者や女性農業者など多様な担い手の育成に取り組むとともに、地産地消や「6次産業化」を推進するなど新鮮で安全・安心な農産物の生産と消費の拡大を図る。
- (2) 都市部や中山間地などの地域特性や環境変化に応じた生産基盤の整備や新技術の導入等により、農業の効率的かつ安定的な経営環境の整備に取り組むとともに、生産緑地制度の活用等による都市農地の保全、耕作放棄地の再生利用や担い手への農地集積等による農地の有効活用を進める。

2 林業の振興

林業への理解の促進や、自伐林業家、森林ボランティアなど森づくりを支える多様な担い手の育成に取り組むとともに、間伐材の使用を始めとする木質バイオマスの利活用や公共建築物等の木造化・木質化など木材利用を促進し、林業の効率的かつ安定的な経営環境の整備と健全な森林の育成・保全を図る。

3 水産業の振興

水産資源の維持・増大や漁業環境の整備など「つくり育てる漁業」を推進するとともに、水産業への理解の促進や新たな担い手の育成、地産地消の推進や観光資源としての活用に取り組み、水産業の効率的かつ安定的な経営環境の整備と消費の拡大を図る。

4. 安定的な供給環境等の整備

新中央市場の建設など、農林水産物の安定的な供給環境や流通機能の整備に取り組む。

《達成を目指すSDGs》



第3節 観光の振興

《現状と課題》

本市の入込観光客数は、平成23年(2011年)の1,067万人から平成30年(2018年)には1,336万人となり大幅に増加している。特に、外国人観光客については、平成24年(2012年)の36万人から平成30年(2018年)には178万人となり、7年連続で過去最高を更新している。中でも、欧米豪からの旅行者の割合が約6割を占めていることが大きな特徴である。こうした国内外からの観光客数などの増加に伴い、様々な受入環境の整備に取り組んでいるが、とりわけ、急増する外国人観光客に対する人材や宿泊施設等の受入環境は十分に整っていない。加えて、観光客数、宿泊客数共に繁忙期と閑散期で大きな差があり、年間を通じた誘客につながっていない。

人口減少社会が到来する中、多くの観光客が広島を訪れば、広島を中心としたヒト・モノ・カネ・情報の大きな循環が生まれ、地域の雇用促進や消費の拡大など地域経済の活性化につながる。このため、国内外の人々に広島のまちの有り様を総体として体感してもらえよう、「国際平和文化都市」としての求心力を更に高める取組とともに、広島の歴史や伝統芸能、豊かな自然や食文化など、観光資源の魅力を高め、その素晴らしさを国内外に発信する取組を進める必要がある。

《基本方針》

1 広域周遊観光の取組の推進

観光産業の持続的な成長を図るため、広島広域都市圏の市町と連携した観光プログラムの開発や観光資源の整備とネットワーク化、圏域全体の一体的なプロモーション活動などによる広域周遊観光の取組を推進するとともに、インターネットなどを通じ、他者や社会へ一定の影響を与えるインフルエンサー等を

活用して圏域内の観光情報を発信する。

2 観光客の受入環境向上に向けた取組の推進

- (1) 増加する国内外からの観光客、中でも外国人観光客の受入環境の向上を目指し、多言語化を始めとする観光サインの整備や無料公衆無線LANサービスの拡充などを進める。
- (2) 繁忙期において、宿泊施設が不足することのないよう、その整備を促進するとともに、交通への影響や環境への負荷など観光地におけるオーバーツーリズムへの対応を進めながら、観光客と住民生活との調和が図られるよう、その適切な管理に取り組む。
- (3) より一層のおもてなしの向上を図るため、大学や経済界等と連携した観光人材や観光事業者の育成に向けた取組を推進する。

3 MICEの取組の推進

MICEに係る支援制度の強化や圏域内の歴史的建造物などの魅力的な地域資源の活用、MICE参加者と地元企業等との交流を促進する取組など産学公の連携、グローバルMICE都市にふさわしいMICE施設の整備に向けた検討など、MICEの取組を推進する。

4 誘客拡大と観光消費額の増大に向けた取組の推進

- (1) 年間を通じた誘客に向けて、宿泊客が少ない冬季や初夏における広島ならではの特色ある「食」をテーマとした観光キャンペーンの実施、ピースツーリズムの推進、神楽等の伝統芸能の活用、瀬戸内海の多島美など豊かな自然を生かした観光プログラムの開発等を進めるとともに、築城から430年以上に及ぶ歴史・文化を伝える広島城のリニューアルを図る。
- (2) 回遊性を高めるための観光施設等の共通割引券の発行や、様々な観光資源を活用した早朝や夜の観光メニューの充実など、宿泊等を伴う滞在時間の拡大による観光消費額の増大に向けた取組を推進する。

《達成を目指すSDGs》



第4節 国際交流・国際協力や多文化共生の推進

《現状と課題》

グローバル化が進展し、ヒト・モノ・カネ・情報の国境を越える移動が容易になってきており、市民が外国を訪れ、また、外国人が本市を訪れる機会が増し、多くの市民や団体が様々な国の人々との親善交流や草の根の国際協力を行っている。こ

うした中、本市では、市民の国際理解を更に深めて国際意識を醸成するとともに、世界の人々と平和への願いを共有するため、これまで長年にわたり、友好親善関係を育ててきた姉妹・友好都市との交流はもとより、ヒロシマの知名度を生かした都市間交流を進め、双方の都市の活性化に資する様々な分野での交流と市民主体の国際協力を促進していく必要がある。

また、本市における外国人市民数は、令和2年(2020年)3月末現在20,476人であり、本市の総人口の1.71%を占めている。平成27年度(2015年度)以降、その数は、毎年度3%から7%の割合で増加しており、今後も国の外国人労働者受入れの拡大に伴い、増加するものと予想される。このため、様々なレベルで多くの外国人との関わりが増す中、「国際平和文化都市」を都市像とする本市として、市民と外国人訪問者や外国人市民が互いに文化的な違いを認め合いながら、快適に滞在でき、あるいは、安心して暮らせる多文化共生のまちづくりを進める必要がある。

《基本方針》

1 国際交流・国際協力の推進

姉妹・友好都市や交流・連携宣言都市を始めヒロシマの知名度を生かした海外諸都市との交流の推進や、市民主体の国際交流の促進に取り組むとともに、国連機関・国際機関や二国間交流団体などとの連携を強化し、幅広い分野での国際交流・国際協力の推進を図る。

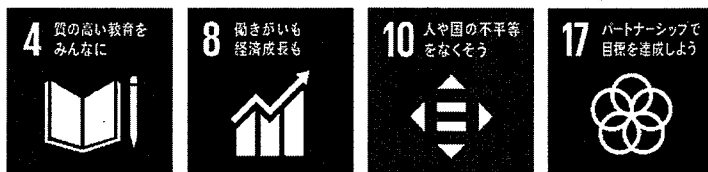
2 外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進

外国人市民の暮らしやすさに配慮し、生活関連情報の多言語化等のコミュニケーション支援に取り組むとともに、防災や教育、就労など生活支援等の施策の拡充を図る。

3 多文化共生意識の高揚

外国人に対する地域の文化や習慣などへの理解の促進を図るとともに、学校教育や各種啓発活動等を通じた多文化共生意識の高揚などに取り組む。

《達成を目指すSDGs》



第3章 地域特性に応じた個性的な魅力を生かしたまちづくり

第1節 デルタ市街地やその周辺部、中山間地・島しょ部のまちづくり

第1項 デルタ市街地の魅力あるまちづくりの推進

《現状と課題》

本市のデルタ市街地は、太田川河口部の三角州で形成され、その中心部には、紙屋町・八丁堀地区の商業施設を中心としたにぎわいのある都市空間と、中央公園や河岸緑地などの緑豊かな公共空間とが程よく調和した街並みが形成されている。また、平和都市を象徴する原爆ドームや平和記念公園、築城から430年以上に及ぶ歴史・文化を伝える広島城など、国内外の多くの人々を引き付ける数多くの地域資源を有している。

今後、人口減少社会が到来する中においても、都市の活力を維持・向上していくためには、こうしたエリアの特性を生かしながら、多くの人々を呼び込み、多様で活発な交流を生み出すことが重要となる。このため、市民や企業等と連携しながら、デルタ市街地が有する地域資源の魅力をより一層高める取組を進めていく必要がある。

《基本方針》

1 地域資源を生かしたまちづくりの推進

- (1) 原爆ドームの保存整備や比治山公園「平和の丘」構想の実現に向けた取組の推進など、平和への願いを継承していくまちづくりを進める。
- (2) 花と緑と音楽によるおもてなしを行う「花と緑と音楽の広島づくり」の推進や、水上交通ネットワークの形成を始め「水の都ひろしま」にふさわしい水辺を生かした取組の推進など、水と緑を生かした潤いのあるまちづくりを進める。
- (3) 広島城の活用や西国街道を軸としたまちづくりなど、歴史的資源を生かしたまちづくりを進める。
- (4) 平和大通りなどの公共空間を活用したにぎわいづくりや建築物の低層階への商業施設の誘導、回遊性の向上等を図るための歩行環境の整備、市民・企業・地権者等による地域の良好な環境や価値を維持・向上させるためのエリアマネジメント活動の促進など、人々が憩い、交流する魅力とにぎわいのあるまちづくりを進める。

2 良好な景観の形成

- (1) 景観に関する市民意識の醸成や建築物等の景観誘導などにより、本市の特性を生かした良好な景観の形成に取り組む。
- (2) 平和記念資料館本館下から原爆死没者慰霊碑を経て原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観を保全・形成するため、実効性の高い景観誘導の枠組みを

構築する。

《達成を目指すSDGs》



第2項 デルタ周辺部の魅力あるまちづくりの推進

《現状と課題》

本市のデルタ周辺部は、都市の生活利便性と身近にある自然が調和し、安佐動物公園や植物公園、昆虫館のある森林公園など、動植物等に触れることのできる施設や、広域的なスポーツ交流の拠点となる広島広域公園、多くの大学等が立地している。加えて、丘陵部を中心に、戸建て住宅が建ち並ぶ住宅団地が数多く開発され、こうした住宅団地では、本市の人口の約25%が居住するなど、居住の場として重要な役割を担っている。

今後、人口減少社会が到来する中においても、都市の活力の維持・向上を図るためには、デルタ市街地の魅力あるまちづくりと同様に、市民や企業等と連携しながら、デルタ周辺部が有する地域資源の魅力をもっと一層高める取組を進めていく必要がある。また、本市の居住を支える住宅団地の中には、人口減少や高齢化の進展に伴い、地域コミュニティの活力低下を始め様々な問題が顕著に現れている団地があり、その活性化を図る必要がある。

《基本方針》

1 地域資源を生かしたまちづくりの推進

安佐動物公園の再整備や広島広域公園の施設改修、植物公園や森林公園、憩の森等の利用促進など、市民を始め多くの人々が集い、やすらぎや活力を感じることのできる環境づくりに取り組むとともに、大学と地域との連携により、大学の知的資源等を生かしたまちづくりを進める。

2 住宅団地の活性化に向けた取組の推進

住宅団地において、地域コミュニティの次世代の担い手となる子育て世帯の住み替えを促進するとともに、地域が主体的・継続的に行う空き家等を活用した活動拠点の確保や街並みルールづくりを支援するなど、住宅団地の活性化に向けた取組を進める。

《達成を目指すSDGs》



第3項 中山間地・島しょ部の魅力あるまちづくりの推進

《現状と課題》

本市やその周辺市町の中山間地・島しょ部は、中国山地に連なる山々、太田川とその派川等とそれらが流れ込む瀬戸内海といった豊かな自然を有し、歴史や伝統を引き継ぎ、人々にやすらぎと心の豊かさを与える重要なエリアである。しかしながら、このエリアでは、都市部と比較して人口流出と高齢化が著しく、このまま放置すると地域コミュニティの存続自体が脅かされかねない状況である。また、農林水産業を始めとする地域産業などの人材不足が顕在化し、農地や森林の荒廃、有害鳥獣被害の増加などの問題が顕著に現れている。

このため、地域の持続可能性の確保に向け、地域と行政が連携し、若年層を始めとする多様な世代の効果的な定住促進などに取り組むことにより、地域活性化の担い手の確保を重点的に推進するとともに、地域資源の利活用を進める必要がある。

《基本方針》

1 定住者受入れのための環境整備等

新規就農者の育成や農林業への従事を考える移住者への支援など、「仕事の確保」、「住宅の確保」、「地域の受入態勢の構築」の三つの観点を踏まえた定住者受入れのための環境整備に取り組むとともに、地元中小企業の雇用確保等への支援などを通じ、地域コミュニティ活性化のための担い手確保に取り組む。

2 魅力ある里山づくりの促進

健全な森林の育成に向けた間伐材等の利活用やそのビジネス化を図るための環境整備、市民に身近な里山林の整備等による人と野生鳥獣の共存できる環境の確保など、魅力ある里山づくりを促進する。

3 地域資源を生かしたまちづくりの推進

交流人口の拡大に向け、自然や温泉、歴史、文化、伝統などの地域資源の活用や、一定のエリア設定による総合的な取組の推進、国内外からの修学旅行等を対象とした農山村体験民泊の受入環境整備などによる住民主体の地域づくりの取組の促進を図るとともに、これらと連携した公共施設の再整備などに取り組む。

《達成を目指すSDGs》



第2節 区における住民を主体としたまちづくり活動の充実

《現状と課題》

本市は、「自分たちのまちは自分たちで創る。」との意識を住民と共有しながら、各区役所等において、住民との対話により市民ニーズの把握に努めるとともに、住民と連携した協働のまちづくりを展開している。しかしながら、人口減少社会の到来や高齢化の進展等により、地域のまちづくりの担い手が不足し、地域コミュニティの活力低下が懸念されるなど、地域を取り巻く様々な問題が顕在化しつつある。

このため、地域コミュニティが担う地域福祉や防災・減災、まちなぎわいづくりなどの重要な役割を円滑に果たしていくためには、地域コミュニティの活性化が不可欠であるとの認識の下、住民の積極的なまちづくり活動の促進に向け、各区の個性豊かな地域資源を生かし、まちなぎわいと活力の向上に資する持続的かつ住民主体による活動の支援に取り組むとともに、区役所における相談・助言などを通じ、まちづくりに携わる人材の育成を推進する必要がある。

《各区の基本方針》

1 中区

(1) 都心にふさわしいにぎわいを創るまちづくり

中四国地方の中核都市として、高次都市機能の集積が進む広島市の都心の魅力を生かした新たなイベントの開催や、様々な目的の来訪者を受け入れるためのもてなし活動の充実など、多くの人が集う活力あるまちづくりを進める。

(2) 自然と歴史、文化芸術を生かしたまちづくり

「水の都ひろしま」にふさわしい水辺を生かした取組や、豊富な歴史的・文化芸術的資源を活用したにぎわいづくりなど、身近な地域資源を生かした個性的で魅力あるまちづくりを進める。

(3) 互いに尊重し、地域で支え合い、多様な住民が健康で快適に暮らせるまちづくり

住民がその人らしい役割を担って、互いに支え合う体制づくりに取り組み、子どもや高齢者、障害者など多様な住民が健康で快適に暮らせるまちづくりを進める。

(4) 地域コミュニティを育むまちづくり

地域課題の解決やまちの活性化に向けて、住む人・働く人・学ぶ人など様々な人々が交流し、地域コミュニティや多様な市民活動を活性化させるまちづくりを進める。

(5) 災害に強く、犯罪や事故の起こりにくい安全・安心なまちづくり

「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る。」との理念の下、防犯・防災意識の向上を図るとともに、地域と行政が一体となり、防犯・防災力の高いまちづくりを進める。

2 東区

(1) 安全・安心で、元気あふれるまちづくり

見守り体制の確保や防災・防犯力の強化に取り組み、住民が安全・安心に暮らすことができ、笑顔と元気があふれるまちづくりを進める。

(2) みんなで支え合うまちづくり

住民の助け合いや支え合いにより、子どもや高齢者、障害者など、全ての区民が住み慣れた地域で幸せに暮らせるまちづくりを進める。

(3) 地域資源を生かした個性豊かなまちづくり

都心の近くにある緑豊かな自然や歴史的・文化的にも価値の高い寺社、地域の伝統行事など、魅力的な地域資源を生かした個性豊かなまちづくりを進める。

(4) おもてなしの心あふれるまちづくり

JR広島駅新幹線口周辺地区（エキキタ）を始め、各地域において、来訪者と住民や住民相互の出会いとふれあいの場の創出などに取り組み、おもてなしの心あふれるまちづくりを進める。

3 南区

(1) 陸と海の玄関の特色を生かした多くの人が訪れるにぎわいのあるまちづくり

今後も更なる機能強化が見込まれる広島駅南口や広島港の周辺地区において、広島市の陸と海の玄関としての特色を生かし、住民、企業及び区役所等が協働して魅力を発信し、多くの人が訪れるにぎわいのあるまちづくりを進める。

(2) 人と人のつながりを大切にみんなが支え合う安全・安心なまちづくり

地域活動の担い手の育成や地域の防災・防犯力の強化など地域課題の解決に向け、住民の主体的なコミュニティづくりの取組に対する支援などにより、みんなが見守り支え合う安全・安心なまちづくりを進める。

(3) 歴史を生かす、文化やスポーツを楽しむ地域に愛着を持って心豊かに暮らせるまちづくり

歴史的・文化的資源を保存・活用する取組やスポーツ活動など、子どもか

ら高齢者、障害者など多様な住民が参加する様々な行事を通じて、みんなが地域に愛着を持って楽しく心豊かに暮らせるまちづくりを進める。

(4) 山や島などの豊かな自然の魅力を活用した美しいまちづくり

山や島などの豊かな自然の魅力に触れ、その大切さを学ぶことのできる環境づくりに取り組むとともに、それらの魅力を次世代へ継承していく、自然の魅力を活用した美しいまちづくりを進める。特に似島については、人口減少等の課題解決に向けて、その地域資源を生かした取組を重点的に進める。

4 西区

(1) 地域資源を活用したまちづくり

太田川放水路や天満川、宗箇山（三滝山）や鈴ヶ峰などの豊かな自然や、西国街道、三瀧寺などの歴史的・文化的資源を生かしたまちづくりを進める。

(2) にぎわいのあるまちづくり

子どもから高齢者、外国人などの様々なヒトや、モノ・情報が行き交うにぎわいのある活動的なまちづくりを進める。

(3) 元気アップを目指したまちづくり

人と人のつながりを通して次世代の人材を育てるとともに、みんなで助け合い、支え合う健康で元気なまちづくりを進める。

(4) 安全・安心で美しいまちづくり

災害への備えを十分に行うとともに、犯罪や事故の起こりにくい、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。また、環境や景観に配慮した美しいまちづくりを進める。

5 安佐南区

(1) 地域愛を育み、みんなで魅力を生み出すまちづくり

歴史・文化などの地域資源を活用し、住宅団地を始めとしたそれぞれの地域への愛着と誇りを育むとともに、住民、企業等の事業者、関係機関、行政（区役所）が協働し、魅力にあふれ、様々な人が訪れるまちづくりを進める。

(2) みんなで支え合い、安全・安心・健康に暮らせるまちづくり

住民、企業等の事業者、関係機関、行政（区役所）がそれぞれの立場を担い、協働して地域の福祉や住民の健康づくりを推進するとともに、平成26年（2014年）8月の豪雨災害などの教訓を踏まえた防災力、犯罪を未然に防ぐ防犯力を高め、誰もが安全・安心・健康に暮らせるまちづくりを進める。

(3) 自然と共に豊かに暮らし、交流するまちづくり

里山や川などの身近な自然を保全・活用し、農林業の振興や中山間地の活性化、住民が自然と触れることのできる環境づくりに取り組み、自然と共に豊かに暮らし、自然を通じて人々が交流するまちづくりを進める。

(4) 地域と大学がつながり、活力あふれるまちづくり

大学と地域の交流・連携を促進し、大学の知的資源を活用した学びの機会の創出や、大学生のパワーやアイデアを生かした協働の取組により、地域課題の解決を図るとともに、文化的で活力にあふれるまちづくりを進める。

6 安佐北区

(1) 都市圏北部の拠点として、活力にあふれるまちづくり

都市圏北部の拠点として生活サービス機能の充実や、安佐北区の産業の中心となる中小・小規模事業者の振興を図り、雇用を創出することで地域経済を活性化させ、人口の流出に歯止めを掛けるとともに、多くの人が集い、活力にあふれるにぎわいのあるまちづくりを進める。

(2) 支え合いの心を育み、住み続けられるまちづくり

住民の誰もが住み慣れた地域で、互いに支え合いながら暮らし続けることができる「地域共生社会」を実現するため、高齢者の見守り活動や子どもの居場所づくりなどの課題に取り組む地域コミュニティの活性化と担い手の確保を図り、支え合い、みんなが住み続けられるまちづくりを進める。

(3) 自然や歴史、伝統文化など地域資源を生かしたまちづくり

豊かな自然や歴史ある寺社・遺跡、神楽・和太鼓などの伝統芸能、きれいな地下水を利用した酒や醤油等の醸造業など、安佐北区ならではの地域資源を次世代に継承するとともに、これらの地域資源を生かしたまちづくりを進める。

(4) みどりの恵みが実るまちづくり

農林業における多様な担い手の育成・支援や農業生産基盤の整備を進め、その振興を図るとともに、農地や里山などの地域資源を活用し、都市部の住民との交流、定住の促進など中山間地の活性化を図るまちづくりを進める。

(5) 安全で災害に強いまちづくり

自然災害の起きやすい地理的条件や、異常気象に起因する自然災害が多発している状況を踏まえ、関係行政機関や住民と一体となって、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進める。

7 安芸区

(1) 人を育み、安全・安心で地域が支え合いながら健康に暮らせるまちづくり

まちづくりの担い手や子育て支援体制の確保、防災・防犯力の強化などの地域課題の解決に取り組み、安全・安心で地域が支え合いながら健康に暮らせるまちづくりを進める。特に、中山間地では、定住の促進などにより、地域コミュニティの活性化を図る。

(2) 豊かな自然と共存したやすらぎのあるまちづくり

岩滝山や蓮華寺山、鉾取山、絵下山などの山々や瀬野川の水辺などの豊かな自然を保全・活用し、住民が身近に緑や水に親しむことのできる環境づく

りに取り組み、豊かな自然と共存したやすらぎのあるまちづくりを進める。

(3) ふれあいと文化の薫る交流のまちづくり

かつての西国街道沿いの史跡や伝統行事を始めとする歴史・文化資源の保存・活用・継承に取り組む。また、住民が地域を愛する心を育み、多様性を受け止め、互いに認め合い、交流することができるまちづくりを進める。

(4) 東部地域をつなぐ活力とにぎわいのあるまちづくり

隣接する府中町、海田町、熊野町及び坂町を始めとした東部地域との連携を一層促進させ、住民相互の交流や経済面、生活面での結び付きを一層深めることにより、共に活力とにぎわいのあるまちづくりを進める。

8 佐伯区

(1) 自然と共生し、歴史・文化を体感できるまちづくり

海、川、山などの豊かな自然環境を維持・活用するとともに、湯来温泉や湯の山温泉を始めとした魅力ある歴史や文化等の地域資源を承継・活用したまちづくりを進める。

(2) 人に優しく、快適で安全・安心なまちづくり

誰もが住みやすい環境づくりに取り組むとともに、互いに支え合う安全で安心なまちづくりを進める。

(3) 地域力を高め、元気で活力のあるまちづくり

地域コミュニティを育むとともに、身近な地域資源を活用した住民の主体的かつ継続的な取組を促進し、元気で活力のあるまちづくりを進める。

(4) 人が集い交流する、にぎわいのあるまちづくり

コイン通りや五日市埠頭などの地域資源を活用し、近隣市町である廿日市市、大竹市、安芸太田町との連携も図りながら、イベントの開催や観光の振興などに取り組み、活発な交流やにぎわいのあるまちづくりを進める。

《達成を目指すSDGs》



第3節 広島広域都市圏の発展への貢献

《現状と課題》

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和7年(2025年)には広島広域都市圏の全ての市町において、本格的な人口減少社会が到来し、年少人口や生産年齢人口が大きく減少していくことが予測されている。

このため、圏域を構成する市町と共に、人口減少に歯止めを掛け、圏域の経済の

活性化と自律的で持続的な発展を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現を図り、ヒト・モノ・カネ・情報が巡り、どこに住んでも安心して暮らしやすい都市圏を形成する必要がある。あわせて、圏域市町が連携し、圏域内の住民の満足度が高く、また、災害などの緊急時においても十分対応可能な行政サービスを提供できる都市圏を形成する必要がある。

《基本方針》

1 「ローカル経済圏」の構築等

ものづくり産業の強化、農林水産物やバイオマスエネルギーの地産地消、圏域内の周遊観光などによる「ローカル経済圏」の構築に向けた取組を推進するとともに、圏域にわたるヒト・モノ・カネ・情報の循環に資する広域的公共交通網等の充実強化を図る。

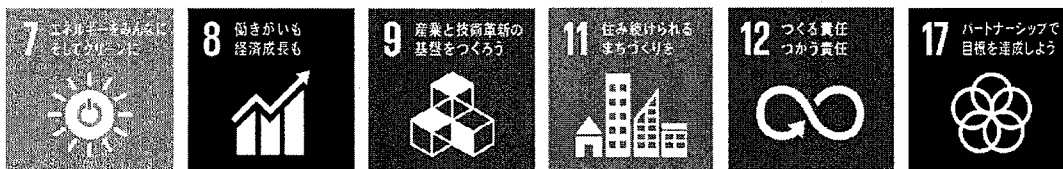
2 生活関連サービスの連携強化

救急医療相談等に応じるセンターの共同運営や拠点病院の整備、生活困窮世帯への学習支援の共同実施など、圏域市町における生活関連サービスの連携強化を図る。

3 行政資源の相互利用等

在宅医療相談支援窓口の運営等による地域包括ケアの推進や、病児・病後児保育事業等による保育サービスの充実など、圏域市町が有する行政資源の相互利用や事務の共同処理等の取組を推進する。

《達成を目指すSDGs》



【文化が息つき豊かな人間性を育むまち】

第4章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり

第1節 高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくりの推進

第1項 地域の活力を生み出す雇用等の促進

〈現状と課題〉

本市では、昨今、様々な業種・職種において人手不足が深刻化している。広島広域都市圏においても、少子化の進展と東京圏など大都市圏への転出超過により、主な働き手である15～64歳までの労働力人口は、平成27年(2015年)の138万人から、令和12年(2030年)には125万人、令和22年(2040年)には109万人に減少するものと予測されている。このため、圏域全体の経済の活性化に向け、地元企業や国、県、圏域内の市町等と連携し、若者の大都市圏への流出に歯止めを掛けるとともに、広島から大都市圏に出て学び、働く若者のUターンを促し、さらに、圏域外の若者を引き付ける取組を進め、あわせて、地元企業の魅力ある職場づくりを促進するなど、地元企業の人材確保を支援していく必要がある。

また、本市では、平成27年(2015年)に28.4万人であった65歳以上の高齢者人口が令和12年(2030年)には33.3万人、令和22年(2040年)には37.1万人と年々増加していくものと予測されている。このため、地域の活力の維持・向上に向けて、就労や社会参加を希望する意欲と能力のある高齢者が雇用という枠組みにとらわれず活躍できる場の創出に取り組む必要がある。

〈基本方針〉

1 若い世代の人材確保

地元企業や国、県、圏域内の市町等と連携し、地元企業におけるインターンシップの拡充や、東京・関西圏からのUIJターンの促進など、地元の学校の卒業生を始め多くの若者を圏域内に引き付ける取組を推進する。

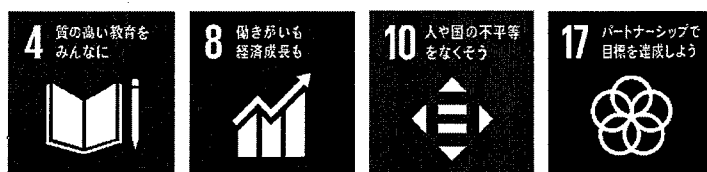
2 雇用環境の整備促進

人材不足が深刻化する福祉分野などの職種の魅力向上を図るとともに、高齢者や女性、若者、障害者など全ての市民がその希望に応じて、多様な働き方を選択し、働きがいのある仕事ができるよう、企業の雇用環境整備の取組を促進する。

3 高齢者が活躍できる環境づくり

経験豊富な高齢者がまちのにぎわいづくりや高齢者の見守り、子どもの居場所づくりなど、地域課題に取り組める環境づくりを推進する。

《達成を目指すSDGs》



第2項 男女が共に活躍できる社会の実現

《現状と課題》

本市では、様々な分野での管理的職業従事者に占める女性の割合は拡大しているものの、男性と比較すると低水準にとどまっている。また、出産を機に離職した女性が出産・子育て後の再就職に当たって、スキルの低下や育児負担等が壁となり、非正規雇用者となる場合が多くなっている。さらに、家庭における役割分担について、家事・育児・介護・地域活動の負担は女性中心という市民意識が根強く残っている。このため、国や県、経済団体など様々な主体と連携を図り、仕事や生活、地域活動などのあらゆる分野において、男女が共に能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組む必要がある。

また、本市の配偶者暴力相談支援センターでは、女性からの相談を始めとして多くの相談を受けているなど、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から暴力を受けるドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどによる被害が引き続き深刻な社会問題となっている。このため、女性に対する暴力のない安心して暮らすことのできる環境づくりや、男女それぞれの人権を尊重し合い、誰もが性別にかかわらず平等に能力を発揮できるジェンダー平等社会の形成に取り組む必要がある。

《基本方針》

1 政策の立案等への女性の参画拡大

本市審議会や行政委員会の女性委員、本市の女性管理職の登用に関する段階的な目標数値の設定や、男性・女性にとらわれないバランスのとれた職員配置、企業や地域団体への働き掛けなどを通じ、政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大に取り組む。

2 働く場における男女共同参画の推進とその普及促進

(1) 再就職を希望する女性に対する就業支援や、働く場における男女の均等な機会と待遇の確保、長時間労働の削減、子育て・介護支援策の充実、男性の家事・育児・介護・地域活動への参画促進などの取組により、働く場における男女共同参画の推進と、職業生活と家庭生活の両立促進を図る。

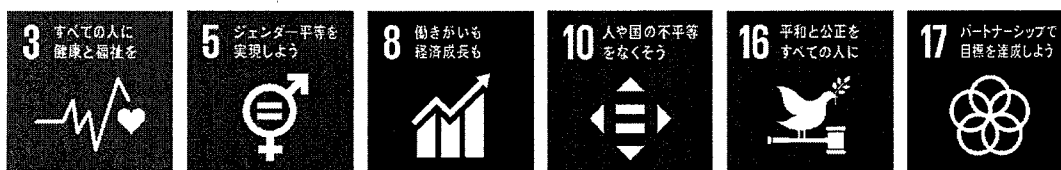
(2) 本市が率先し、テレワークなどの弾力的な勤務の実現や、男性職員の育児休業・介護休暇制度の利用促進、働き方の改革、ハラスメント対策などを進

めるとともに、非正規職員の処遇改善に取り組む。そして、経済団体等と連携し、こうした取組の市内企業への普及を図る。

3 女性に対するあらゆる暴力の根絶と男女の人権尊重

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援に取り組むとともに、男女の人権を尊重する市民意識の醸成や、性と生殖に関する健康と権利の考え方の浸透と生涯を通じた女性の健康の保持増進対策等の推進を図る。

《達成を目指すSDGs》



第3項 生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進

《現状と課題》

本市では、平成7年(1995年)に男性77.0歳、女性83.8歳であった平均寿命が平成27年(2015年)には男性81.4歳、女性87.6歳となり、この20年間で男性が約4.4歳、女性が約3.8歳伸びている。このように平均寿命が延伸し、人生100年時代の到来が予想される中、市民が生涯を通じて学び続け、学んだことを生かして地域や社会で活躍することが求められている。

このため、高齢者や女性、若者、障害者など多様な市民が生涯にわたり、その価値観やライフスタイル、意欲、ニーズ、社会環境の変化に応じて、新たな知識や技能を学び続け、あるいは必要なときに学び直すことができる環境づくりを進める必要がある。また、学びの成果を地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことができる環境づくりを進めるなど、生涯学習の成果の活用を促進する必要がある。

《基本方針》

1 多様な学びのための環境づくり

公民館等における多様な学習機会の提供とその充実や、大学等による市民向け教養講座の実施など、多様な市民が学ぶことができ、あるいは学び直すことのできる環境づくりを推進する。

2 地域や社会の課題解決に貢献する学習機会の提供とその充実

NPOや大学、企業等の多様な主体との連携・協働による現代的・社会的な課題に関する講座の実施など、地域や社会の課題解決を住民が主体的に担うことのできる力を身に付けるための学習機会の提供とその充実に取り組む。

3 学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供

公民館等における学習成果発表事業の実施や、市民やNPO、企業等との協働による学習成果を活用した各種事業の企画・実施など、学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供に取り組む。

《達成を目指すSDGs》



第2節 文化・スポーツの振興

第1項 文化の振興

《現状と課題》

本市は、広島交響楽団の活動支援等を始めとする「音楽のあふれるまちづくり」の推進や、現代美術館の取組の充実、広島国際アニメーションフェスティバルの開催など、個性ある都市文化の形成に取り組んでいる。こうした中、個人の価値観やライフスタイルの多様化などを踏まえ、今後、子どもや高齢者、障害者、外国人などを含む多様な市民一人一人がより心の豊かさを享受でき、充実感を持って生活することができるような都市文化の形成が求められている。また、伝統芸能や文化財などの歴史的な遺産は、住民の地域への愛着を育むとともに、国内外の人々の関心を高めるものであり、地域の魅力向上のためにも、その保存・活用が重要となっている。

このため、市民や国内外から訪れた人々が多様で上質な文化芸術や歴史・伝統文化に触れ、体感することのできる文化的環境を創出するとともに、文化芸術活動の担い手の育成や音楽・芸術作品等を活用した平和文化の国内外への発信力の強化に取り組む必要がある。また、文化芸術活動の活性化や文化遺産の活用などを通じ、広島広域都市圏全体の活力を創出するとともに、国内外の人々が訪れてみたいと感じるような特色ある文化芸術があふれるまちとしての魅力向上を図る必要がある。

《基本方針》

1 文化芸術活動の振興

- (1) 広島交響楽団や広島ウインドオーケストラを始めとする地元音楽関係者と連携して進める「音楽のあふれるまちづくり」について、本市の更なる魅力づくりに資するよう、経済界とも協力しながら、その充実を図る。
- (2) 本市の文化創造の拠点であるアステールプラザ等を活用した文化芸術活動の活性化、広島を拠点に活躍する芸術家・クリエイターの支援など、文化的

環境の整備・充実を図るとともに、子どもや高齢者、障害者、外国人などを含む多様な市民による主体的な文化芸術活動の促進とその担い手の育成に取り組む。

2 音楽・芸術作品等を活用した平和文化の普及・振興

国境や言語を超えた表現手法である音楽や映画、漫画、アニメーション等のメディア芸術などを活用した平和を発信する取組の推進や、姉妹・友好都市との国際的文化交流の推進、現代美術館における平和の発信機能の強化、平和意識を醸成する活動の支援など、音楽・芸術作品等を活用した平和文化の普及・振興を図る。

3 伝統芸能・文化遺産の適切な保存・活用とその継承

史跡広島城跡を始めとする文化財の保存・整備を推進するとともに、伝統芸能・文化遺産の次世代への保存・継承活動の促進や、広島で長年親しまれ、受け継がれてきた伝統芸能・文化遺産の魅力発信とその価値を高める活用に取り組む。

4 関連分野と連携した取組の推進

広島広域都市圏全体の活力創出を目指し、神楽を始めとする有形無形の文化財の適切な活用による観光の取組や、茶道や書道など日本の伝統文化等を通じた国際交流の取組など、様々な関連分野と連携した取組を推進する。

《達成を目指すSDGs》



第2項 スポーツの振興

《現状と課題》

本市は、市民レベルはもとより、国際レベルの大会を開催することのできる様々な施設を有していることに加え、周辺市町を含め豊かな自然に囲まれており、スポーツに取り組みやすい環境が整っている。また、広島東洋カープやサンフレッチェ広島を始めとする多くの地域密着型トップスポーツチームへの応援気運の盛り上がりなどにより、市民のスポーツへの関心が一層高まっている。さらに、都市型スポーツやテニス、ヨット、フィギュアスケート等の国際大会が本市で開催されるなど、スポーツを通じてまちのにぎわいが創出されている。

昨今、少子化や社会環境の変化により子どものスポーツをする機会が減少するとともに、働き盛り世代や子育て世代のスポーツ実施率が低迷する傾向にあるものの、スポーツの振興は、個人の心身の健康の保持増進や体力の向上だけでなく、人が集

まり、動くことによるにぎわいの創出や平和・友好の輪の拡大にも寄与するものであり、本市の強みを生かしながら、市民が様々な形でスポーツの価値を享受できるよう、スポーツを通じた活力あるまちづくりに取り組むことが重要である。

このため、子どもから高齢者、障害者や健常者、初心者からトップアスリートまで全ての市民がスポーツを行うことができる環境の整備や気運の醸成を図る必要がある。また、スポーツを通じ、広島広域都市圏全体のにぎわいを創出して圏域経済を活性化させるとともに、被爆から復興した広島から発信する平和・友好の輪を広めていく取組を進める必要がある。

《基本方針》

1 市民スポーツの振興

全ての市民が生涯にわたり心身共に健康な生活を営めるよう、日常的にスポーツに親しむ機会を充実させるなど、市民スポーツの振興に取り組む。

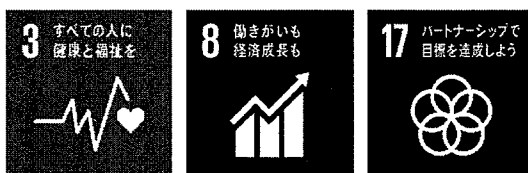
2 スポーツ環境基盤の整備・充実

スポーツ活動を支える組織や体制の充実、スポーツボランティアやジュニア選手を育成する指導者の養成、他都市とのスポーツ交流機会の充実などを図るとともに、既存スポーツ施設の有効活用やサッカースタジアム、多目的スポーツ広場等の新たなスポーツ活動の場の創出など、競技力向上と競技人口の拡大に寄与するスポーツ環境基盤の整備とその充実に取り組む。

3 スポーツを通じたまちの活力創出

圏域経済の活性化や平和・友好の輪の拡大に貢献できるよう、国際的・全国的なスポーツ大会などの誘致やトップス広島等との連携による地元プロスポーツ・企業スポーツ等の振興、スポーツツーリズムの推進など、スポーツを通じたまちの活力創出を図るとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、平和・友好のメッセージの発信に取り組む。

《達成を目指すSDGs》



第3節 地域コミュニティや多様な市民活動の活性化

《現状と課題》

それぞれの地域において、住民が主体的に生活課題を解決するとともに、地域の活力を維持・向上するためには、地域コミュニティが活性化することが大前提であり、その広がりがまち全体の活性化につながる。しかしながら、本市では、町内

会・自治会の加入率が年々減少するなど、地域コミュニティの活力低下や地域を支える人材の不足が懸念されており、これまで地域が有していた相互扶助や福祉、防犯といった機能が低下するおそれがある。また、市民の価値観やライフスタイルに加え、地域の生活課題についても多様化しており、こうした課題の解決に向けて、地域コミュニティに加え、多様な主体の参画が求められている。

このため、地域福祉や防災・減災、まちのにぎわいづくりなどの面において、地域コミュニティが担う重要な役割を踏まえながら、その活動の基盤を支える人材や財源の確保に取り組むとともに、地域コミュニティに加え、幅広い分野の公共的サービスの担い手となっているNPOや企業等の活動を支援することにより、多様な市民活動を促進し、持続可能な市民主体の地域づくり・まちづくりを進める必要がある。

《基本方針》

1 地域コミュニティの活性化

- (1) 空き家等を活用した活動拠点の確保、町内会・自治会への加入促進による地域コミュニティの担い手の確保、ICTを活用した情報の受発信の支援など、「自助」、「共助」を基調とした地域コミュニティの活性化に資する取組への支援を行う。
- (2) 「地域共生社会の実現」や「災害に強いまちづくり」、「地域のにぎわいづくり」などの課題に対して積極的に取り組むコミュニティを支援し、好事例を創り出す。その展開の拡大を図るため、それぞれの課題への対応と併せ、人材や財源など活動基盤の確保を着実に進めるとともに、次世代の担い手育成に取り組む。

2 市民活動の活性化

教育や子育て、介護・福祉、平和、観光、環境等の様々な分野の担い手を養成する講座や研修会の開催など、自主的・自発的な市民活動の担い手の確保・育成に取り組むとともに、様々な分野で活動するNPOを始めとする市民活動団体などへの支援の充実や協働の取組の推進を図る。

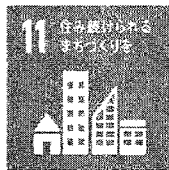
3 地域コミュニティによるエリアマネジメントの推進

地域コミュニティによるエリアマネジメントを推進するため、町内会・自治会等が地域のにぎわいづくりや活動団体の財源確保に公有財産等を活用することができる仕組みを整備する。

4 地域活動等に参加しやすい環境づくり

本市が率先し、ボランティア休暇制度の周知を図るなど、職員の地域活動等への参加を促進するとともに、こうした制度が市内企業に普及するよう経済団体等に働き掛け、市民が地域活動等に参加しやすい環境づくりに取り組む。

《達成を目指すSDGs》



第5章 保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり

第1節 地域共生社会の実現

〈現状と課題〉

少子化・高齢化が急速に進展する中、家庭の機能や地域のつながりが弱まり、社会的な孤立が問題となっている。また、福祉分野だけでなく、保健医療や就労などの分野にまたがって支援を必要とする人や、子育てと介護に同時に直面する世帯など、複雑化・複合化した問題を抱え、制度や分野ごとに縦割りで整備された公的な支援制度の下では対応が困難なケースへの支援が課題となっている。

このため、これまでの「支える側」と「支えられる側」という二分論にとどまらず、市民の誰もが住み慣れた地域で、それぞれに役割を持ち、互いに支え合いながら、心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現が求められている。その実現に向け、住民や関係機関、行政が協働し、地域の実情に応じて「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせてマネジメントすることにより、持続可能性の高い地域福祉を再構築していく必要がある。

〈基本方針〉

1 地域における包括的な支援体制の構築

- (1) 身近な地域で高齢者や障害者、子どもなどが抱える様々な課題に対応できる包括的な支援体制の構築に向け、住民等の地域福祉活動への参画を促進するとともに、住民等が主体的に地域の生活課題を把握して解決を試みることができる環境づくりに取り組む。
- (2) 様々な関係機関が連携・協働し、専門的・包括的な支援を行うことのできる体制について、地域包括支援センター等の協力の下に整備するとともに、地区ごとに担当の保健師を配置し、保健・医療・福祉に関する支援を行う制度（保健師の地区担当制）の充実を図るなど、住民等だけでは対応が困難な課題の解決に向けた支援を行う。

2 生活困窮者などへのきめ細かい支援

生活困窮者などが抱える複合的で複雑な課題の解決に向け、社会福祉協議会を始めとする社会福祉法人や民生委員・児童委員などの関係機関と連携・協働し、自立へのきめ細かい支援に取り組む。

3 権利擁護の推進

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なことから権利擁護支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、保健・医療・福祉・司法が連携したネットワークの構築に取り組むなど、成年後見制度等の権利擁護に資する制度の更なる普及を図る。

《達成を目指すSDGs》



第2節 保健・医療・福祉の充実

第1項 健康づくりの推進と医療提供体制等の充実

《現状と課題》

本市は、全国と比べ平均寿命は長い一方、健康寿命は短いことから、その延伸に取り組むとともに、広島大学病院や県立広島病院等との連携の下、広島市民病院と安佐市民病院を中心に、圏域内における高度な医療の提供体制の構築などを進めている。しかしながら、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年(2025年)以降、医療・介護ニーズは更に増加するとともに、複雑かつ多様化していくことが予想される。また、自殺者数は過去最多だった平成19年(2007年)の263人から減少傾向にあるものの、依然として年間200人前後で推移している。さらに、結核や風しん、季節性インフルエンザ等の既知の感染症に加え、新たな感染症が出現するなど、社会的に大きな影響を及ぼしている。

このため、今後とも、健康寿命を伸ばし、市民一人一人が生涯を通じて心身共に健康で自立した生活を送ることができるよう、市民の健康づくりを推進するとともに、市民の健康な生活を支える環境整備に取り組む必要がある。また、住み慣れた地域で安心して暮らし、人生の最期まで身近な地域で適切な医療・介護サービスを受けられることができる体制の充実に取り組むとともに、高度・急性期の医療が必要となった場合は、圏域内でより質の高い医療や看護を受けられることができるよう、中枢都市として広域的な医療提供体制を強化する必要がある。さらに、市民が良好な生活環境の中で暮らすことができるよう、食品の衛生管理や地域の衛生的な環境の向上などに取り組む必要がある。

《基本方針》

1 健康づくりの推進と健康で安寧な生活の確保

- (1) 疾病に関する知識の普及啓発や健康診査、予防接種の推進等により、がんや循環器疾患等の生活習慣病の予防など、子どもの頃から高齢になるまで、ライフステージに応じた健康づくりを推進する。
- (2) 感染症の発生日前や発生時に備えた防護具等の備蓄、発生段階に応じた情報収集や市民・企業等への情報提供、感染症対策に係る理解の促進や互いを思いやる意識の醸成に取り組むなど、健康で安寧な生活の確保を図る。

2 社会全体で健康を支え守るための環境づくり

健康ウォーキングなどの市民の主体的な健康づくりを支える地域づくりの推進や、医師会や地域団体等の関係機関や企業との連携の強化により、社会全体で健康を支え守るための環境整備を進めるとともに、心の悩みに関する相談支援や心の健康づくりに関する普及啓発など、メンタルヘルス対策等による自殺（自死）の防止に取り組む。

3 医療提供体制の充実

- (1) 本市北部、県北西部、島根県の一部までをカバーし、脳・心臓血管疾患に係る高度な救急医療機能を備えた北部医療センター安佐市民病院の建設や、在宅医療・介護を有機的に結び付ける安佐医師会病院の整備に取り組むとともに、本市東部の拠点病院である安芸市民病院の建て替えに向けた検討を進める。
- (2) 広島市民病院、広島大学病院等の基幹病院や地域の医療機関の病床の機能分化及び連携強化などにより、質の高い効果的・効率的な医療提供体制の構築に取り組む。
- (3) 国や県等の関係機関と連携し、新型インフルエンザや新興感染症等を含む様々な感染症の発生に備えた検査・医療提供体制等の整備に取り組む。

4 良好な生活衛生環境の確保

飲食店等におけるHACCPに沿った衛生管理の取組を促進するなど、食の安全・安心を確保するとともに、地域の衛生的な環境の向上に資する住民の自主的な活動を促進することなどにより、良好な生活衛生環境の確保に取り組む。

《達成を目指すSDGs》



第2項 高齢者が安心して暮らせる社会の形成

《現状と課題》

本市では、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年(2025年)以降、医療・介護ニーズの増加が見込まれるとともに、65歳以上1人に対して20~64歳が2人未満となることが予測されるなど、高齢者を支える人口が減少していくことが見込まれている。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加などにより、医療・介護を含めた高齢者支援に対するニーズは更に複雑かつ多様化していくことが予想される。

このため、市民の誰もが住み慣れた地域で、それぞれに役割を持ち、互いに支え合いながら、心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けて、高

高齢者が人生の最期まで自分らしく暮らせるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの充実強化を図ることが重要となる。こうした考え方の下、高齢者が生き生きと暮らしていくための活動の促進を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくりを行う必要がある。また、支援等が必要な方々が安心して暮らせるための施策を充実する必要がある。

《基本方針》

1 高齢者の健康づくりと介護予防の促進

身近な地域で気軽に参加できる交流サロンや介護予防拠点の拡大を図りながら、高齢者いきいき活動ポイント事業を推進するなど、高齢者の社会参加の促進を図り、健康づくりと介護予防に取り組める環境づくりを推進する。

2 高齢者を見守り支え合う地域づくりの推進

地域包括支援センターの相談支援体制の充実に取り組むとともに、地域団体等の活動の活性化や担い手の拡大を図ることにより、「共助」の精神で高齢者を見守り支え合う地域づくりを推進する。

3 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

介護人材の確保と質の高い人材の育成を図るとともに、単身・中重度の要介護高齢者に対応できるサービスの提供体制の充実に取り組むなど、質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりを推進する。

4 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

できる限り人生の最期まで在宅で暮らしたいというニーズに応えるため、在宅医療に取り組む機関や人材の確保等を通じ、その充実を図るとともに、医師や看護師、介護支援専門員等の多職種連携体制の確保等を通じ、医療と介護サービスのより円滑な提供に向けた在宅医療・介護連携を推進する。

5 認知症施策の推進

認知症に関する正しい知識の普及や早期診断・早期対応のための体制整備に取り組むとともに、認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実を図るなど、認知症の人と家族にやさしい地域づくりに向けた施策を推進する。

《達成を目指すSDGs》



第3項 障害者の自立した生活の支援

《現状と課題》

本市では、障害者の権利に関する条約や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律などを踏まえ、障害者の支援に取り組んでいる。こうした中、障害者の重度化・高齢化等への対応や、障害者と高齢の親が同居する世帯への対応、支援制度がない生活課題や困りごとへの対応など、障害者の支援に対するニーズは更に複雑かつ多様化していくことが予想される。

このため、障害者を取り巻く環境の変化を踏まえ、障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合うことで、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指す必要がある。また、障害者の活動を制限し、社会への参画を制約している要因を取り除き、障害者が住み慣れた地域において自立して生活できるように社会のバリアフリー化を推進するとともに、自立を支援していく必要がある。

《基本方針》

1 障害者の権利擁護や差別解消等の推進

障害者の権利擁護、障害を理由とする差別の解消や虐待の防止に向けて、障害者の権利に関する条約や関連する法律について一層の啓発を図るとともに、広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例に基づき、障害及び障害者への理解を促進し、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮等に取り組む。

2 障害者が住み慣れた地域等で暮らせるための支援

障害者の重度化・高齢化や親亡き後の対応も含め、ライフステージに沿って、住み慣れた地域等で自立して暮らせるよう、地域包括ケアの体制整備を見据えながら、相談支援事業所や地域団体等の関係機関と連携し、福祉サービスの充実と質の向上や切れ目のない相談支援体制の充実に取り組む。

3 障害者の活躍の支援

障害者が自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に主体的に参加し、それぞれの個性や能力が発揮できるよう、生涯を通じた多様な学習活動の支援、スポーツや文化芸術活動の促進、障害の特性に応じた就労支援の充実などに取り組む。

《達成を目指すSDGs》



第4項 原爆被爆者援護施策の充実

《現状と課題》

本市の原爆被爆者数は、令和2年(2020年)3月末現在で44,836人であり、その平均年齢は80歳を超えている。こうした中、原爆被爆者に対し、国による保健・医療・福祉にわたる総合的な対策が実施されているものの、今後、高齢化が一段と進んでいき、健康面や生活面での様々な不安や問題の顕在化が予想される。

このため、今後とも、高齢化する被爆者の生活実態に即したより一層きめ細かい援護施策を着実に実施するとともに、原爆放射線の影響など被爆実態に関する調査・研究の充実等に取り組む必要がある。

《基本方針》

1 被爆者の実態に即した援護施策の充実

被爆者に対する介護施策の推進など、高齢化した被爆者やその遺族、家族の実態に即した対策の着実な実施と在外被爆者に対する支援の充実に取り組む。

2 被爆実態に関する調査・研究への支援

公益財団法人放射線影響研究所の機能強化のための移転促進など、被爆実態に関する調査・研究の発展に向けた支援などに取り組む。

《達成を目指すSDGs》



第3節 未来を担う子どもの育成と教育

第1項 全ての子どもが健やかに育つための環境づくり

《現状と課題》

本市では、平成30年(2018年)の合計特殊出生率が1.49と、全国平均よりは高いものの、人口が安定的に維持できる水準である2.07を大きく下回っている。また、核家族化や共働き世帯の増加、地域との関わりの希薄化など、子どもや子育て家庭をめぐる環境が変化する中、保育需要の増大に伴う待機児童や、子育てに対する親の負担感や孤立感の増大による児童虐待、子どもの貧困などの問題が顕在化している。

こうした状況に対応するためには、「未来を担う子どもの育成こそが、これからの広島発展の礎となる。」という考え方の下、子どもが幸福に暮らし、様々な個性や能力を伸ばしながら、自立性や社会性を身に付け、自立した大人へと健やかに成長できるよう、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子ども一人一人の権

利を尊重しつつ、社会全体で子どもの成長を支えていくことが重要となる。このため、子どもや子育て家庭が置かれた個々の状況ごとに異なるニーズを適切に把握し、切れ目なく多様な支援を行うとともに、地域や様々な団体等が協働して子育てを支援する環境づくりに取り組む必要がある。

《基本方針》

1 多様で良質な切れ目のない支援

- (1) 母子の健康や子育てに関する相談支援、乳幼児期の保育や就学後の放課後対策の充実など、妊娠・出産期から乳幼児期を経て、就学後へと子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援に取り組む。
- (2) 幼稚園と保育園という枠組みを越えて、一元的に乳幼児期の教育・保育を充実させることを基本にし、公立・私立の役割分担の下、ハード・ソフト両面にわたる待機児童対策に加え、延長保育や一時預かりを始めとする様々な保育サービスの充実を図るとともに、医療費等の経済的負担の軽減など、多様で良質な子ども・子育て支援に取り組む。

2 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援

子どもの権利擁護を推進するため、虐待の予防と早期発見・早期対応に向けた児童相談所の支援体制の充実、発達障害を含む障害のある子どもへの支援の充実、貧困の状況にある世帯への教育・生活・就労や経済的支援の充実、施設・里親等による養育支援の充実など、個々の状況に応じたきめ細かい支援に取り組む。

3 地域における子育て環境の充実

子育て家庭が地域の人々となつながりを持ち、地域の中で子育てができるよう、社会福祉法人やNPO等とも連携を図りながら、オープンスペースの充実など、地域の幅広い世代が子育てを支援していける環境づくりを推進する。

《達成を目指すSDGs》



第2項 一人一人を大切にする教育の実現

《現状と課題》

本市では、少子化・高齢化の進展に伴う本格的な人口減少社会の到来や急速な技術革新、グローバル化の進展と国際的な競争の激化など、社会状況が大きく変化する中、生活の本拠である家族の形態が様々に変化するとともに、地域との関わりの

希薄化や就業意識の変化など、子どもや青少年を取り巻く環境は厳しいものとなっている。また、学校の抱える課題が複雑かつ多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の多忙化が問題となっている。加えて、様々な要因が複雑に絡み合っていて発生するいじめや不登校などの課題が顕在化するとともに、学力についても、知識を活用する力の育成に課題がある。

このため、広島未来を担う人材の育成に向けて、一人一人の子どもに「確かな学力、豊かな心、健やかな体」や「平和を希求する心」などの資質・能力を身に付けさせるとともに、今後の予測困難な社会にも対応できる思考力・判断力・表現力等を向上させるための「豊かで深い学び」の実現に取り組んでいかなければならない。そのための基盤として、子どもの発達段階に応じた体系的な教育の充実を図るとともに、いじめや不登校などへの対応体制を整備していく必要がある。そして、こうした教育体系を基盤としつつ、一人一人の子どもがその能力を最大限発揮できるよう、特色ある多様な教育プログラムを展開していく必要がある。更には、これらを生きて世代が本市に居住するための魅力につなげていくことが重要となる。

また、将来、一人一人が社会を構成する一員として、一定の役割を担おうとする意欲を持ち、他人を尊重し思いやることができ、社会において自分の能力を適切に発揮することができるよう、青少年を育成していくための取組を推進する必要がある。

《基本方針》

1 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進

- (1) 一人一人の子どもが「心身共にたくましく思いやりのある人」として、その可能性を最大限発揮することができるよう、公立・私立の適切な役割分担の下、幼児教育から、小学校、中学校、高等学校、大学がそれぞれ連携し、円滑に接続された教育体系を構築する。あわせて、基礎・基本となる学力の確実な定着を図るとともに、道徳教育や地域の文化・伝統・自然を生かした体験活動など、豊かな心を育むための教育の充実に取り組む。また、それぞれの段階に応じて、平和教育や実践的な会話ができる英語教育など、「国際平和文化都市」を都市像とする本市の特性を踏まえた教育プログラムを提供する。
- (2) 広島中等教育学校における高度な教育や、広島みらい創生高等学校における従来の定時制・通信制課程の枠組みにとらわれない教育、広島特別支援学校における個別のニーズに応じた教育に加え、地域の恵まれた自然を生かした「いきいき体験オープンスクール」や日本語指導が必要な子ども等への支援など、各学校での特色ある取組の更なる充実を図る。
- (3) 学校教育を担う教職員一人一人の資質や能力の更なる向上を図るとともに、

学校施設の老朽化対策やICT環境の整備など、教育環境の充実に取り組む。

- (4) 中学校のデリバリー給食の課題解決を含め、本市全体の給食提供体制の在り方を見直すとともに、小・中学校における食育の充実に取り組む。

2 いじめ・不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進

- (1) いじめや不登校などの未然防止や早期の発見と組織的かつ適切な対応に取り組めるよう、全ての学校で教育相談ができる体制を構築するなど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携し、総合的な対策を推進する。
- (2) 家庭、地域、学校が「ひろしま型チーム学校」として連携・協働して、子どもの学びの支援に取り組むとともに、部活動指導員やスクールサポートスタッフ等の多様なスタッフの配置などを通じて学校における働き方改革を推進し、持続可能な学校教育体制の構築を図る。

3 次代を担う青少年の育成

国際交流・国際協力活動の促進などを通じたグローバルに活躍する人材や、技術革新や社会・制度の変革などを通じて新たな価値を創造し、社会におけるイノベーションをけん引する人材、スポーツや文化芸術の分野などで豊かな能力を発揮する人材、活力ある地域経済等を支える人材の育成に取り組む。

4 青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養

家庭教育に対する支援の充実や、インターネット上の有害情報などへの対応、若者の職業的自立支援の充実に取り組むとともに、大学生の地域との交流活動などを促進する。

《達成を目指すSDGs》



第6章 安全で安心して生活でき、豊かな自然を将来に引き継ぐまちづくり

第1節 安全・安心に暮らせる生活基盤の整備

第1項 災害に強いまちづくりの推進

〈現状と課題〉

本市は、山、川、海に囲まれて市街地が形成され、土石流や崖崩れの発生が懸念される山麓部まで開発が進んでいるとともに、地盤が低いデルタ部に中心市街地が広がっているため、集中豪雨による土砂災害、洪水や高潮等による水害の発生の危険性がある。加えて、南海トラフ巨大地震による災害の発生リスクも高まっている。こうした災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害を最小限に抑えるためには、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」、行政機関による「公助」の適切な組合せの下、市民と行政が一体となって、災害に強いまちづくりに取り組むことが重要である。

このため、本市に甚大な被害をもたらした平成26年(2014年)8月及び平成30年(2018年)7月の豪雨災害などの教訓も踏まえながら、「公助」については、防災・減災のための施設整備など、災害に強い都市構造の形成を図るとともに、情報収集・連絡体制や高齢者・障害者・外国人市民等の要配慮者の支援体制の整備など、災害に強い組織体制の整備を進める必要がある。また、「自助」、「共助」の取組を一層進めるため、継続的な地域の防災力の向上に向けた防災知識の普及や自主防災体制の整備など、災害に強い市民活動を推進する必要がある。とりわけ、平成30年(2018年)7月の豪雨災害では、避難勧告等を発令したものの、多くの人的被害が発生し、避難情報を実際の行動につなげる難しさが浮き彫りとなったことから、災害時に、市民一人一人が災害の危険性を自らの事として認識し、客観的な情報に基づき行動できるよう、市民の防災に関する意識、知識を高める取組を強化していく必要がある。

〈基本方針〉

1 豪雨災害被災地の復興まちづくりの推進

豪雨災害被災地において、改良復旧を主眼に置きつつ、国や県と連携し、砂防ダムや河川、道路等が一体となった基盤施設の整備を推進するなど、地域の意見も生かした復興まちづくりを推進する。

2 災害に強い都市構造の形成

土地利用の合理的な規制・誘導や防災・減災のための施設整備などに取り組む。

(1) 土砂災害対策については、国や県と連携し、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業等を促進するとともに、土砂災害特別警戒区域等における住宅等の新規立地の抑制などに取り組む。

(2) 洪水や高潮、浸水等による水害対策については、国や県と連携し、河川改修事業や高潮対策事業を促進するとともに、雨水幹線等の浸水対策施設の整備などに取り組む。

(3) 地震対策については、市有建築物や橋りょう等の耐震化などに取り組むとともに、民間建築物の耐震化を促進する。

3 災害に強い組織体制の整備

情報収集・連絡体制や要配慮者の支援体制の整備に取り組むとともに、広域化する自然災害に備え、広島広域都市圏の近隣市町とも連携した消防体制の充実や医療救護体制の整備などを進める。

4 災害に強い市民活動の推進

地域の危険性や必要な避難行動等の防災情報の周知徹底、被災経験の継承に向けた防災教育の充実など、防災知識の普及を図るとともに、自主防災組織における次世代の防災活動の担い手となる防災リーダーの養成や、自主防災組織が主体的に行う実効性のある避難訓練や防災ライブカメラの設置の支援など、自主防災体制の整備等に取り組む。

《達成を目指すSDGs》



第2項 日常生活の安全・安心の確保

《現状と課題》

本市は、市民の日常生活の安全・安心の確保を図るため、防犯対策や消費者施策、交通安全対策を推進している。

防犯対策については、市民や企業、行政が協働して積極的な取組を進めてきた結果、本市の刑法犯認知件数は、平成14年(2002年)のピーク時と比較して約4分の1まで減少している。一方、依然として、自転車盗や万引きなどの身近な犯罪等が刑法犯認知件数の多くを占め、子ども・女性への声掛け事案等や高齢者を狙った特殊詐欺被害も後を絶たない状況が続いている。加えて、フィッシング詐欺などのサイバー犯罪が増加傾向にある。このため、今後とも、市民や企業、行政が協働し、それぞれの役割を担いながら、これらの減少に向けた取組をより一層推進する必要がある。

消費者被害の未然防止・拡大防止については、高齢化が進展する中、高齢者等を標的とした悪質商法が続いており、本市の消費生活相談では、依然として高齢者の割合が高く、若年層についても成年年齢に達した途端に相談件数が急増している。

また、社会の情報化等の進展を背景に、インターネットによる取引等に係る消費者トラブルが年齢を問わず多発しており、それに伴う相談件数も増加傾向にある。加えて、消費者の消費行動については、グローバル化の進展等により、社会経済や地球環境に及ぼす影響が増す中、消費者自らが主体的な判断により倫理的消費（エシカル消費）行動を取ることも求められている。このため、今後とも、消費者を取り巻く社会の変化に対応しながら、市民の消費生活の安定と向上に向けた取組をより一層推進する必要がある。

交通安全対策については、交通安全教育や交通安全施設の整備などを進めた結果、本市の交通事故発生件数は、年々減少している。一方、高齢者や子どもが関係する交通事故の割合は増加傾向にある。このため、今後とも、交通事故の更なる減少を目指し、ハード・ソフト両面にわたる取組をより一層推進する必要がある。

〈基本方針〉

1 犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進

- (1) 防犯に関する意識啓発や防犯情報の提供など、防犯意識の高い人づくりに取り組む。
- (2) 地域における自主的な防犯活動や見守り活動などへの支援、地域における防犯ネットワークの形成など、防犯力の高い地域づくりに取り組む。
- (3) 街路灯の整備や「一家一事業所一点灯運動」の推進など、犯罪の起こりにくい環境づくりを進めるとともに、犯罪被害者等への支援体制づくりに取り組む。

2 消費者施策の推進

- (1) 高齢者などの消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、地域における見守り活動を行う人材の育成や見守りネットワークの構築、国等と連携した悪質商法等に関する迅速な情報収集と情報提供など、消費生活の安全・安心の確保に向けた取組を進める。
- (2) 消費生活相談員等による相談体制の充実など、消費者の被害の救済に向けた取組を進める。
- (3) 成年年齢引下げの民法改正を踏まえた消費者教育の推進など、消費者力の向上に向けた取組を進める。
- (4) 消費者が社会や環境に配慮した生産等を経た商品やサービスを積極的に選択できるよう、倫理的消費（エシカル消費）の普及啓発を図る。

3 交通安全対策の推進

高齢者や子どもなどの交通事故を防止するため、「参加」・「体験」・「実践」型の交通安全教育の充実や、交通安全運動の実施、先進安全技術を搭載した車両の周知等の普及啓発活動の推進など、交通安全意識の高揚に取り組むとともに、

カーブミラー等の交通安全施設の整備など、交通環境の整備を図る。

《達成を目指すSDGs》



第3項 生活環境の維持・改善

《現状と課題》

本市では、戦後、公的住宅の整備とともに、民間住宅の建設や住宅団地の開発が進んだことから、住宅供給が進み、生活機能面で利便性の高い中心部や、戸建てが多い郊外の住宅団地など、市民のライフステージに沿った居住環境が整っている。しかしながら、近年、人口の伸びの鈍化や高齢化の進展、核家族化などにより、空き家等の増加や地域コミュニティの活力低下などの問題が顕在化している。とりわけ、高度経済成長期に造成された多くの住宅団地では、高齢化や人口減少が一斉に進行し、その傾向が顕著に現れている。このため、今後とも、市民がそれぞれのライフステージ等に応じ、居住環境を選択できるとともに、全ての市民が安心して、また、地域への愛着を感じながら暮らすことができるよう、市民や企業等と連携し、安全・安心な居住環境の維持・改善を図る必要がある。

また、本市は、道路や公園、上下水道等の施設の計画的な整備に取り組んでおり、今後とも、市民生活の快適性や利便性の向上を図るため、その整備を進めていく必要がある。一方、これらの施設の多くは、高度経済成長期に整備したものであり、施設が経年劣化し、一部には老朽化による施設の破損事例が発生している。このため、予算執行の平準化とライフサイクルコストの縮減に着目しながら、施設の機能と市民の安全を確保することができるよう、各施設の特性に応じ、計画的な老朽化対策に取り組む必要がある。

さらに、本市は、公共施設や公共交通等のバリアフリー化など、福祉のまちづくりを推進している。今後とも、高齢者や障害者を始め誰もが活動しやすく、安全で快適に生活できるよう、その推進を図る必要がある。

《基本方針》

1 居住環境の維持・改善

- (1) 良質な住宅を次世代に継承していけるよう、市民への意識啓発により、住宅の適切な維持管理を促すとともに、耐震化・バリアフリー化等のリフォームへの支援により、住宅性能の向上を図るなど、良質な住宅ストックの形成に取り組む。
- (2) 地域が主体的・継続的に行う街並みルールづくりの支援などにより、良好な居住環境の保全・形成に取り組む。
- (3) 空き家所有者等への意識啓発などにより、空き家の適切な管理や流通・活用を促進するとともに、空き家等が増加している住宅団地などにおいて、子育て世帯の住み替えや、地域が主体的・継続的に行う空き家等を活用した活動拠点の確保を支援するなど、空き家対策を推進する。

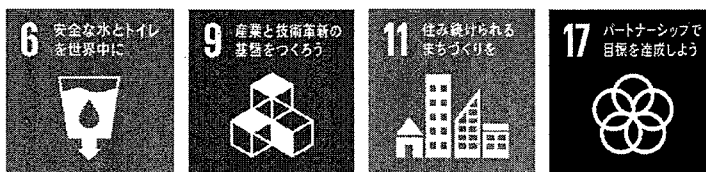
2 施設の計画的な整備と老朽化対策

- (1) 地域に密着した生活道路や公園の整備、上下水道未普及地域における上下水道整備など、地域の実情等を考慮しながら、施設の計画的な整備を進める。
- (2) 道路や公園、上下水道等の施設の老朽化に対応するため、損傷が顕在化した場合に大規模な補修等につながる可能性が高い施設を対象とする「予防保全型」とそれ以外の「事後保全型」に分類し、その分類に応じ、ICT等も利活用しながら点検・補修等を行うなど、効果的・効率的な維持保全等に取り組む。

3 福祉のまちづくりの推進

市有建築物や道路等の福祉環境整備などを推進するとともに、JR駅舎へのエレベーター等の設置や、路面電車及びバスへの低床車両の導入など、公共交通等のバリアフリー化を促進する。

《達成を目指すSDGs》



第2節 環境と調和した循環型社会の形成

第1項 地球温暖化対策の推進

《現状と課題》

地球温暖化の問題は、人類の存続基盤に関わる重要かつ喫緊の課題である。世界の平均気温は上昇し続け、地球温暖化による気候変動の影響が疑われる自然災害等が世界各地で頻発している。このように、地球温暖化の進行が深刻さを増す中、本市として、地球温暖化対策をより一層進め、令和12年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比で温室効果ガス排出量を30%削減するという中期目標を達成していく

ためには、経済成長などの都市の発展要素と温室効果ガス排出量の増加が連動するような現在の社会経済活動の在り方を見直し、これを克服していく必要がある。

また、本市に甚大な被害をもたらした平成 26 年(2014 年)8 月及び平成 30 年(2018 年)7 月の豪雨災害と地球温暖化による気候変動との関連が指摘されるなど、地球温暖化による気候変動の影響が疑われる自然災害等が市域内においても顕在化しつつある。このため、こうした影響に適切に対応するとともに、将来的な影響に対して備える必要がある。

《基本方針》

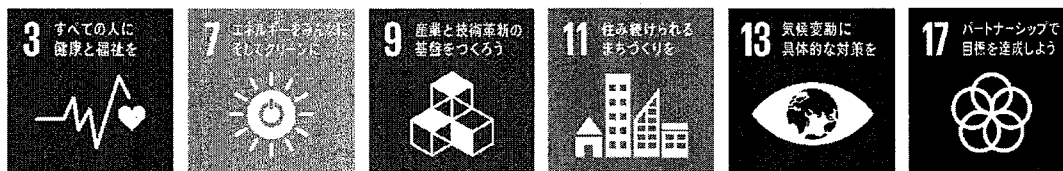
1 地球温暖化防止への取組（緩和策）の推進

- (1) 省エネルギー行動の実践を始め公共交通や自転車の利用促進など、市民や企業、行政等の全ての主体による省エネルギー対策を推進する。
- (2) 地域の自然や防災面にも配慮しながら、太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーなどを活用した分散型電源や低炭素住宅・建築物の導入、エネルギーの高効率利用など都市の低炭素化に向けた取組を推進する。こうした取組を国や事業者等と連携して進め、スマートコミュニティの推進や水素等の新たなエネルギーの普及・活用促進などを図る。

2 地球温暖化による気候変動への適応（適応策）の推進

市民への広報等を通じた気候変動が災害等へ及ぼす影響への認識・理解の向上や、風水害や土砂災害、熱中症、感染症などのリスクに対する対応力の向上などに取り組む。

《達成を目指すSDGs》



第2項 ゼロエミッションシティ広島への推進

《現状と課題》

本市は、市民や企業の協力を得ながら、ごみの減量やリサイクルなどにより循環型社会の形成に取り組んでいる。その結果、本市は、平成 17 年度(2005 年度)から平成 28 年度(2016 年度)まで 1 人 1 日当たりのごみ排出量が政令指定都市の中でも最も少ない都市になるなど、ごみの減量・資源化に大きな成果を挙げてきたが、近年、本市のごみ排出量はおおむね横ばいになっている。

このため、ごみの更なる減量に向けた取組を推進していくとともに、今後のごみの処理において、地球温暖化対策、省エネルギー化などの環境対策や、コスト削減

の観点からの取組に加え、少子化・高齢化の進展への対応など、社会情勢の変化に応じた柔軟な対応をしていく必要がある。あわせて、市民や来広者が魅力を感じる、ごみがなく清潔なまちづくりに取り組む必要がある。

《基本方針》

1 ごみの減量・資源化等の推進

市民や企業、行政の協働の下、生産、加工、小売、消費の各段階において、過剰包装の抑制や食品ロスの削減に取り組むなど、現在のスタイルを見直しながら、ごみの更なる減量・資源化等による循環型社会の形成の推進を図る。

2 ごみの適正処理の推進

安定的なごみ処理体制の構築に向け、ごみ処理施設の適切な管理・運営や南工場の建て替え等の計画的な施設整備を推進するとともに、人口動態や環境への負荷などを踏まえた分別区分の見直しや収集運搬体制の整備などに取り組む。

3 ごみのないきれいなまちづくりの推進

「自分たちのまちは自分たちできれいにする。」という考え方を基本とする市民が主体となったボランティア清掃等の美化活動を促進するとともに、地域との連携の下、ごみのばい捨てや不法投棄の防止対策等を推進する。

《達成を目指すSDGs》



第3項 自然環境の保全及び都市環境の創造

《現状と課題》

本市は、太田川河口デルタを流れる六つの川、南側の瀬戸内海、北側の緑濃い山々など、水と緑に代表される自然に恵まれている。特に、本市の市街地に占める川の水面面積の割合は全国でも有数の大きさであり、市域に占める森林面積の割合も政令指定都市の中では高い水準である。河川等の水は、飲料水等として利用されるだけでなく、人々の生活に潤いとやすらぎを与えると同時に、観光、文化、交通、漁業など様々な経済活動を支え、さらに、ヒートアイランド現象の緩和等にも貢献する役割も担っている。また、森林や緑地、農地は、雨水の浸透や生物の多様性の保全、良好な景観の形成、レクリエーションの場の提供、二酸化炭素の吸収など、多面的な機能を有している。

このため、本市の恵まれた自然環境を維持・向上させ、将来にわたって豊かな自然環境を保全するとともに、本市の自然の恵み、地域の特性等を生かしつつ、将来

にわたって自然と調和した快適な都市環境を創造する必要がある。

《基本方針》

1 自然環境の保全

広島広域都市圏の関係市町と連携し、市民や企業等の協力を得ながら、健全な水循環の確保や緑の保全、生物の多様性の確保などを総合的に推進することにより、自然と共生し、将来にわたって豊かな自然環境を保全する。

2 自然と調和した快適な都市環境の創造

水辺を生かしたまちづくりの推進等による潤いのあるまちづくりや、環境への負荷の少ない交通網の整備などをバランスよく進め、都市の持続可能な発展を図り、自然と調和した快適な都市環境を創造する。

《達成を目指すSDGs》



第3部 計画の推進に当たって

計画の推進に当たっては、次の点に留意しながら施策を展開する。

1 市民主体のまちづくりの推進

地域のことを一番知っているのは、そこに生活する市民や事業を行う企業、NPO等である。このため、「自分たちのまちは自分たちで創る。」という考え方の下、地域特性を生かしつつ、エリアマネジメントの手法を用いるなど、これまで以上に積極的な市民や企業、NPO等による市民主体のまちづくりを進めるとともに、市民や企業、NPO等と行政との協働の仕組みづくりに取り組む。あわせて、市民一人一人が学び、行動し、役割を果たすことのできる環境づくりに取り組むとともに、本市が所有する行政財産の有効活用や、市民が利用しやすい方式での公共データのオープン化などを進める。

また、市民に身近な行政は、国や県ではなく、基礎自治体である本市が担い、より自主性や自立性を発揮できるようにするため、本市における課題を見出して国等に提案するなど、積極的・能動的に地方分権を推進する。

2 持続可能な行政経営の推進

収支のバランスに配慮しつつ、ヒト・モノ・カネ・情報などの限られた経営資源を有効活用しながら、不断の経営改革に取り組み、計画に基づく施策を推進する。

その際には、「200万人広島都市圏構想」の実現を中核に据え、あらゆる分野において広域的な視点に立ち、既存の枠組みにとらわれない前向きで柔軟な発想と、市行政全体を俯瞰した全体最適の視点を持ちつつ、民間の活力やノウハウ、ICT等の先端的な技術など、社会経済環境の変化に対応するための様々な取組を、本市と圏域の特性を生かして巧みに取り込んでいく。

また、中期計画である実施計画等を策定し、毎年度の予算編成において施策の優先順位を付けた上でその展開を図る。あわせて、その成果についての検証や必要に応じた改善を行うことにより、市民サービスの更なる充実と行政運営の持続性の確保を図る。